

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	207	02_農業・農地	町	美咲町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要綱、中山間地域等直接支払交付金実施要綱、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱	日本型直接支払制度の一本化につながる申請書類の簡素化	日本型直接支払制度の多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払が将来的に制度の一本化につながるような書類の簡素化(簡略化)を求める。	当町は中山間地に属しており、町内の農地についてはそれぞれの地域や地域団体が管理を行っている。農地管理には、日本型直接支払制度の多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払を活用している地域や団体が大部分を占めている。昨今の状況は少子高齢化や担い手不足により、農地管理や書類手続きなどの事務を行う者が減少しており、制度の活用が重荷になることで制度を使用せず、荒地が増加するという悪循環に陥っている地域もある。重荷になる原因は、提出書類の多さ、5年間の縛りというものである。農地を農地として活用するための縛りは必要と考えるが、農地を保全し農業生産活動に必要な農道などの整備や管理など、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払と同様の活動を行う中で、それぞれに申請や実績の提出が必要であり、将来的には日本型直接支払制度の一本化を希望している。そのうえで、まずは地域、団体が取組みやすい提出書類の簡略化を提案するものである。	—
R4	208	02_農業・農地	町	美咲町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	中山間地域等直接支払交付金実施要綱、中山間地域等直接支払交付金実施要領、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用	中山間地域等直接支払制度の対象農地の拡充及び畑地の加入要件の緩和	中山間地域等直接支払制度の対象農地を拡充すること及び畑地の加入要件を緩和することを求める。	現在の中山間直接支払制度は平野部との所得格差是正を目的に事業実施しており、水田中心の制度となっている。しかしながら、昨今の米価下落により稲作をやめて果樹などに転換する者、保全管理を行う者、維持管理しなくなる者が増加しつつある。現在の中山間地域等直接支払制度では、果樹などを植えた場合は畑地扱いとなり当該期は対象農地となるが、次期は対象農地にならず同制度の構成員にならない可能性もある。そうなれば、農道や水路管理、共同活動などに支障が出てくることが考えられる。このことから、対象農地の畑地について加入要件緩和を行い、今後も荒地農地の増加抑制や農地の維持管理、共同活動に支障がでないよう提案するものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka-yosan.html
R4	209	02_農業・農地	都道府県	富山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条第1項第4号	農用地区域内における土地の用途区分の変更に係る面積要件の緩和または撤廃	農用地区域内における土地の用途区分の変更に係る面積要件の緩和または撤廃	【現状】 農用地区域内における土地の用途区分の変更に係る農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行令(以下「法施行令」という。)第10条第1項第4号において1ヘクタールを超えない場合は軽微な変更(※)で可能とされているが、「軽微な変更」を可能とする面積を2ヘクタールまでとする面積要件の緩和、または面積要件自体の撤廃を求める。 【具体的な支障事例】 本県では昨年来、農用地区域内の遊休農地等を活用し、1ヘクタールを超える農業用施設(牛舎)を整備したいとの相談が数件寄せられているが、1ヘクタールを超える場合、軽微変更の対象とはならず、市町村が定める農業振興地域整備計画の変更が必要となり、改正には計画案の公告縦覧及び異議申出期間(45日)を含め、約半年程度の期間が必要となる。このため、相談してきた事業者からは、「なるべく手続きを早急に行い、スムーズに着工まで進めたい」と思っているが、用途区分の変更に時間を要すると、資金面や今後のスケジュールに支障が出る可能性もある」といった困惑の声も上がっている。 ※なお、「求める措置の具体的内容」において面積要件の緩和を2ヘクタールまでとしたのは、本県において相談を受けている上記牛舎整備に係る面積が最大1.7ヘクタール程度であるためである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	210	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	警察庁	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、警察庁から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、パチンコホール事業、自動車学校事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2〜3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならないが、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における警察庁所管分の認可等の実績は、過去3年間で6件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、警察庁が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	211	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	金融庁	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、第33条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務(内閣府から金融庁に権限を委任されたものに限る)について、地方財務局から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、保険媒介代理事業、公認会計士事務所事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2〜3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならないが、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における地方財務局所管分の認可等の実績は、過去3年間で7件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、地方財務局が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等(内閣府から金融庁に権限を委任されたものに限る)についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
—					
—					
<p>4【警察庁】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって、内閣総理大臣の所管に属するものうち国家公安委員会の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>4【金融庁】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等に係る事務・権限であって、内閣総理大臣から金融庁長官に委任されるものうち財務局長又は財務支局長に委任される事務・権限に限る。)及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等のうち金融庁長官の所管に属するものに係る内閣総理大臣の事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	212	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	総務省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、総務省から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、民間放送事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における総務省所管分の認可等の実績は、過去3年間で4件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、総務省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	213	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	法務省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、法務省から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、法律事務所事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における法務省所管分の認可等の実績は、過去3年間で7件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、法務省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	214	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	文部科学省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、文部科学省から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、各種学校事業、宗教事業、スポーツ施設提供事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における文部科学省所管分の認可等の実績は、過去3年間で6件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、文部科学省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	215	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、厚生労働省から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、労働者派遣事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における厚生労働省所管分の認可等の実績は、過去3年間で8件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、厚生労働省が所管する事業(移譲済みの地方厚生局所管事業を除く。)を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【総務省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって総務省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>4【法務省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって法務省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>4【文部科学省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって文部科学省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>4【厚生労働省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって、厚生労働省が所管する職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業に関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	216	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	環境省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、第33条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、地方環境事務所から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、一般廃棄物処理事業、愛がん動物卸売事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における地方環境事務所所管分の認可等の実績は、過去3年間で9件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、地方環境事務所が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu/kekka.html
R4	217	05_教育・文化	指定都市	横浜市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	文化財保護法第35条、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金交付要綱	指定文化財修繕等に対する国庫補助金の交付先拡大	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金について、文化財の指定管理者である公益財団法人を申請者とし、国から法人に直接補助金を交付することを可能にする。	重要文化財帆船日本丸の文化財的価値を保つ目的で行う修繕については、国庫補助金を活用しているが、木材等の加工等に数年間を要する修繕は、予算単年度主義である地方自治体の予算にはなじみにくい。そのため、指定管理者である公益財団法人を申請者として、同法人が集めた寄附金をもって国庫補助金を申請しようとしたが、所有者ではないため認められなかった。	—
R4	218	03_医療・福祉	指定都市	横浜市	内閣府、デジタル庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の116、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号、第30条第2項、第30条の4、第59条第3項ロ、子ども・子育て支援法施行令第4条～第6条、第9条～第14条	子ども子育て支援事務(教育・保育等の給付)におけるマイナンバーによる税情報の情報連携	教育・保育等の給付事務(※)において「被扶養であるか否か(本人該当区分:同一生計配偶者)」について、マイナンバーによる情報連携を可能としてください。なお、昨年度類似の提案において、被扶養であることをもって非課税ではないため情報連携できない旨、回答をいただきましたが、非課税であるかは要件ではありません(保育所等の利用料の階層区分は一定の幅をもって定められているため、非課税であるかに関わらず階層区分等を決定することができます)。未申告者の利用者負担額の階層区分決定に「本人該当区分:同一生計配偶者」は必要な情報です。 国においては令和2年12月にデジタル・ガバメント実行計画が定められ、関連するシステム標準化やオンライン申請化の法案等も次々に定められているところであり、DXが一層が求められています。その中には、ワンストップを実現することが示されていることや、マイナンバーを前提としてオンライン申請を進めることが示されるなど、取り巻く状況が変わっています。マイナンバーによる情報連携はこれら国が定めたDXを実現すること目的に、一層効果的に活用できるようにすべきです。 なお、「本人該当区分:同一生計配偶者(被扶養者)」に対しては、課税証明書を発行する自治体があり、これについて令和3年8月に示された税務システム標準仕様書【第1.0版】では「実装すべき機能(全国統一で必要な機能)」として明記されるなど、標準化を見据えた事務では、未申告者の内、被扶養者については別の取り扱いをするべきであることは明白となっています。 子ども子育て支援事務における内閣府からの技術的助言(自治体FAQ)では、市町村住民税未申告者の場合、世帯の所得を調査又は推定し、保護者の協力が得られない場合、保護者負担額を一旦最高階層とすることが示されています。国の技術的助言に従った運用を行う上で、全国統一で当該情報を必要とすることは明らかであり、当該連携情報により必要な情報を得られると考えます。 ※子ども子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付」及び「子育てのための施設等利用給付」	総務省によるマイナンバー制度の説明では「(国民の利便)課税証明書などの添付書類が削減される」「(行政の効率化)情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減」等がポイントとなっています。そのため住民にとっては課税資料の代わりとしてマイナンバーを提出しているという理解がされていますが、実際は税未申告かつ被扶養者についてマイナンバー連携上は「未申告」として扱われているため、住民から課税証明書(紙)の提出が必要となっています。そのため、以下の支障があります。 ・保護者も地方自治体も手続きに時間と手間がかかる ・マイナンバーを提出しているにもかかわらず紙資料(課税証明書)の提出を求められることの理解が得られない ・期限までに課税証明書が提出されない場合、内閣府技術的助言のとおりいったん利用料を最高階層とせざるをえないが、マイナンバーにより税情報を提供しているにも関わらず、一時的であれ最高階層となり費用負担を行うことは、理解を得られない。 ・「本人該当区分が同一生計配偶者」となる人(税における被扶養者)に対しては、課税証明書を発行する自治体があり、子ども子育て支援事業においてマイナンバー連携により得られる情報と課税証明書の内容に差異があるため、マイナンバー制度の目的が一部達成できていないだけでなく、混乱を招いている。 ・自治体DXやシステム標準化が進む中、課税証明書と情報の差異や、紙の準拠資料を求めることは、デジタル化の支障となっている。 ・税の調査を公用照会により行う場合、税情報は個人情報の中でも特に厳格な取扱いがされていることや本人同意がないものには回答しないこと等を理由として、回答を得られないケースが発生している。	—
R4	219	03_医療・福祉	都道府県	群馬県、宇和島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	薬剤師法第19条、令和4年3月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知(薬生総発0323第2号)及び令和4年3月23日付け厚生労働省医政局総務課長通知(医政総発0323第3号)	過疎地及びへき地等における調剤制限の更なる規制緩和	令和4年3月23日付け薬生総発0323第2号及び医政総発0323第3号通知(以下「通知」という)において示されたオンライン診療における調剤について、対象となる診療所に離島等の診療所だけでなく、「過疎地及びへき地等の医師不足の地域の診療所」も含むこととするともに、「当該診療所に従事していない医師や薬剤師がオンラインの画面上で分包された医薬品の取り揃え状況を確認する場合」であっても、診療所の看護師等が在庫の薬剤を患者に提供できることとし、その旨を明確化すること。	【現行制度について】 通知にて示された技術的助言では、オンライン診療における調剤は、「離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師(以下「医師等」という)がやむを得ず不在となる場合において、当該診療所に従事する医師が遠隔でオンライン診療を行った場合」に限定されている。 【支障事例】 医師不足である過疎地及びへき地等の課題解決のため、医療機関と過疎地及びへき地等に所在する医師不在の診療所間でのオンライン診療の実施を検討しているが、オンライン診療における調剤については、離島等において荒天等により医師等がやむを得ず不在となる場合に限定されており、現在当県で検討しているケースでは、オンライン診療を行った医師が処方箋を出しても、看護師等が在庫の薬剤を患者に提供できない。 その結果、診察の時間帯によっては、患者の手に薬剤が届くのが診察を受けた翌日や翌々日となる事象が発生し、その間、患者に健康上の負担を強いる可能性が生じる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【環境省】</p> <p>(1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)</p> <p>中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方環境事務所の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等であって環境省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
—					
—					
<p>5【厚生労働省】</p> <p>(33) 薬剤師法(昭35法146)</p> <p>離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師が渡航できないことにより不在となる場合に、当該診療所に従事する医師が患者に対して遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤については、以下の措置を講ずる。</p> <p>・「離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について」(令4厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医政局総務課長)について、「離島等の診療所」には、「過疎地及びへき地等の医師不足の地域の診療所」が含まれることを明確化し、地方公共団体に周知する。</p> <p>[措置済み(令和4年10月7日全国薬務主管課長協議会)]</p>	—	「離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について」(令和4年3月23日付け薬生総発0323第2号・医政総発0323第3号)における過疎地、へき地の取扱いについて、「離島等の診療所」には「過疎地及びへき地等の医師不足の地域」も含まれることを薬務主管課長協議会において説明し、その後メールでも同内容を周知した。	—		厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	220	01_土地利用(農地除く)	都道府県	群馬県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第21条及び第63条第1項、都市計画法施行規則第50条、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第5条第1項	工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更に関する規制緩和	工業団地造成事業に関する都市計画に定める事項について、「宅地の利用計画」の記載内容について、柔軟な運用ができることを提示することを求める。また、工業団地造成事業の施行の認可申請書に記載する事業計画について、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置、形状の僅かな変更である場合には、事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を不要とすることを求める。	【現行制度について】 工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法に定める事項のほか、「宅地の利用計画」などを定めることとされている。都市計画の内容を変更する必要があるときは、遅滞なく当該都市計画を変更しなければならず、原則として、都市計画を決定する際と同様、その案の公告・縦覧、関係市町村の意見聴取や都市計画審議会の審議、変更後の都市計画の告示・縦覧等の手続が必要となる。また、都市計画事業の施行の認可申請書に記載する事業計画には、「設計の概要」を定めることとされている。都道府県が施行する都市計画事業の事業計画の内容を変更しようとする場合、省令で定める「軽易な変更」に該当しない限り、事業計画の変更について国土交通大臣の認可を受けなければならない。 【生じている支障】 上記のため、工業団地造成事業において、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能も確保されているにも関わらず、宅地の利用計画の記載内容に少しでも変更があれば、都市計画の変更手続及び事業計画の変更の認可を受ける手続をしなければならない。これらの手続は時間を要するため、工業団地造成事業において、事業用地の分譲開始の遅延や、引き合いのある企業の立地機会を逸する等の支障を生じさせている。 【土地区画整理事業の場合について】 他方、工業団地造成事業と同様に市街地開発事業の一である土地区画整理事業に関する都市計画においては、「宅地の利用計画」などを定めることを要していないため、事業の施行地区に変更がなければ、事業用地の面積など宅地の利用計画に変更があっても都市計画の変更は生じない。また、同事業に係る事業計画についても、土地区画整理法及び同法施行令において、事業計画の変更の認可を要さない「軽微な変更」に該当する類型が広範かつ詳細に定められているため、一定範囲内の変更であれば認可を要さない。このため、手続に時間を費やすことなく、柔軟かつ迅速な事業の施行が可能となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	221	01_土地利用(農地除く)	都道府県	群馬県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第2条第4項及び第22条第1号、工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)	工業団地造成事業による造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律により、造成工場敷地の譲受人の資格要件の一つとして「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」が規定されているが、対象業種を「製造工場等」と限定していること及び「自ら」経営しようとする者に限定していることの緩和を求める。	【現行制度について】 造成工場敷地の譲受人の資格要件の1つとして、「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」が規定されている。「製造工場等」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設をいうこととされている。また、当県が国土交通省に問い合わせたところ、工業団地造成事業により造成された工業団地には少なくとも1区画は製造業又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場(以下「製造工場」という。)が立地する必要があり、全区画を附属施設に分譲することは認められない旨、附属施設とは工業団地内に立地する製造工場との一般的な取引を行う可能性がある施設である旨の回答を得ている。 【生じている支障】 上記のとおり資格要件が設定されているため、県の政策や企業ニーズに応じた企業誘致を十分に行うことができない。 具体的には、物流・流通業、倉庫業、情報通信業、物品賃貸業等様々な業種の企業から、製造工場以外の用途での分譲を求める要望が寄せられているが、その場合、工業団地内に立地する他の製造工場との一般的な取引を行う可能性がある附属施設である必要があると同時に、全区画を附属施設に分譲することはできないため、こうした要件を満たすことができず、断らざるを得なかったケースが複数ある。また、当県において、データセンターの企業誘致に積極的に取り組んでいるところ、データセンター事業者はリース会社が建設した施設を賃借し、自らは資産を保有することなくデータセンターの運営のみを行う経営方式を採用することが多い。一方、造成工場敷地の譲受人は「自ら」製造工場等を経営しようとする者に限定されており、「工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について」(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)では、「製造工場事業者との実質的な一体性が確保されていないリース会社への造成工場敷地処分については、必ずしも製造工場の建設が担保されてないことから認められない」とされている。このため、当該工場敷地の分譲を念頭に置いたデータセンターの企業誘致に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	222	01_土地利用(農地除く)	都道府県	群馬県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第39条第1項	国土利用計画法に定める土地利用審査会の必置規定の見直し	国土利用計画法に定める土地利用審査会につき、常設の必置ではなく、地価の急激な上昇時に各都道府県がその地価の状況や土地利用の実状に鑑みて法に基づく審査会の事務が発生すると見込まれる際に設置すれば足りることとするなど、各都道府県の任意設置とする。	【現行制度について】 国土利用計画法第39条により、都道府県は、土地利用審査会を置き、その委員は都道府県議会の同意を得て任命することになっている。土地利用審査会は、土地利用目的に対する勧告、規制区域指定の事後確認、監視区域・注視区域の指定、解除への意見陳述等を業務としている。 【支障事例】 現状において地価が急激に上昇する恐れがないため、当県においては、平成6年以来、規制区域や注視区域、監視区域の指定がない状況である。また、平成10年に土地取引について契約の締結後に届出を行う事後届出制となって以来、土地利用基本計画に適合せず周辺地域の合理的な土地利用を図るために著しい支障がある時に行う勧告案件も生じていない。さらに、現状の土地利用審査会の開催頻度は、3年に1回、土地利用審査会委員の任期が満了する際の委員選任に合わせ開催しているのみであり、土地利用審査会の活動実態が全くない状況である。そのような状況下で、土地利用審査会の設置が法律上で義務付けられており、制度が形骸化しているといえる。 現在の日本経済の状況を考えると、土地利用審査会の審議が必要となる「地価が急激に上昇する局面」はほとんど発生する余地はないと考えられる。仮に地価が急激に上昇する傾向が予測される場合が生じたとしても、このような事態は突発的に発生するものではなく、予測が可能と考えられることから、地価が急激に上昇する傾向が予測された段階で土地利用審査会を設置すれば対応が可能である。 以上より、土地利用審査会は、常設の必置ではなく、地価の急激な上昇時に各都道府県がその地価の状況や土地利用の実状に鑑みて法に基づく審査会の事務が発生すると見込まれる際に設置すれば足りることとするなど、各都道府県の任意設置に改めるべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【国土交通省】 (18)首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭39法145)及び都市計画法(昭43法100) (i)工業団地造成事業に関する都市計画において定める「宅地の利用計画」(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(以下「首都圏近郊整備法」という。)5条1項、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(以下「近畿圏近郊整備法」という。)7条1項)については、一定の幅をもった記載が可能であることについて考え方を整理し、地方公共団体に令和5年中に周知する。 (ii)工業団地造成事業の認可の申請書に記載する事業計画の変更(都市計画法63条)については、国土交通大臣の認可を受けるに当たって事業のスケジュールに支障を来さないために可能な手法を整理し、地方公共団体に令和5年中に周知する。</p>					
<p>5【国土交通省】 (18)首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭39法145)及び都市計画法(昭43法100) (iii)造成工場敷地の譲受人の資格(首都圏近郊整備法22条及び近畿圏近郊整備法31条)については、令和4年度中に地方公共団体の実態を調査した上で、その緩和について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【国土交通省】 (23)国土利用計画法(昭49法92) (iii)土地利用審査会(39条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた対応が可能である旨を、土地利用審査会の運営を効率化している取組事例と併せて、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	223	03_医療・福祉	施行時特例市	茅ヶ崎市、福島県、関市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第76条、国民健康保険における「世帯主」の取り扱いについて(平成13年12月25日)(保発第291号)(都道府県知事あて厚生労働省保険局長通知)	国民健康保険の世帯主からの徴収の見直し	次の①または②を実施することにより、世帯主に支払能力がなく国民健康保険に加入している世帯員に支払能力がある場合に、世帯員から徴収することを可能にするよう求める。 ①国民健康保険法における納付義務者については世帯主とされているが、世帯主を含めた加入者全員に連帯して納付義務を負わせる ②国民健康保険における「世帯主」の取り扱いについて(平成13年12月25日)(保発第291号)により、擬制世帯において世帯主の変更を希望する場合に、擬制世帯主の同意を得ることで国民健康保険における世帯主の変更を可能としていることから、滞納がある場合には強制的に世帯主を変更可能とする	国民健康保険法第76条により、保険料は被保険者の属する世帯の世帯主から徴収することとなり、滞納処分の対象も世帯主である。このため、世帯員に収入があるにも関わらず世帯主が年金受給者や収入がない者になっている場合等、世帯主に滞納処分の対象となる財産がなく時効の完成による不納欠損として処理せざるを得ないこととなり、国民全員が公平に保険料を負担することで成立している本制度の根幹に関わる部分に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	224	11_その他	施行時特例市	茅ヶ崎市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第17条、第30条の10、第30条の12、戸籍法第27条の3	戸籍事務において現住所等を確認するための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	戸籍事務において現住所等の本人確認情報を確認するため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することができるよう必要な措置を講ずること。	【支障事例】 住民基本台帳法の本人確認情報の検索ができる事務に「戸籍事務」が規定されていないことから、当市でも1日30件以上ある戸籍の届出に他市町村の住所の記載があった場合、住所や住定日を確認するために住所地市町村へ念のため電話で記載内容の照会をしなくてはならない。また当市に住所を置いている者の本籍地市町村からの同様の照会に関して回答しなくてはならない。 【制度改正の必要性】 住民課では、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務を行っているため本人確認情報の検索ができる統合端末が必ず設置されている。しかしながら、住民基本台帳法上、戸籍事務に関して住民基本台帳ネットワークシステムの利用が認められていないため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用すれば、30秒程度で戸籍の届出に記載されている住所、住定日が正しいかどうか確認ができるにも関わらず、全国の市町村が住所地市町村へ念のため電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話が繋がらないことも多く、住所地等の確認を行うために1件あたり20分程度の事務処理時間が発生している。また戸籍の届出先の市町村から電話照会を受けた住所地市町村においても届出者の住民票情報の検索や折り返し先が市町村の電話番号であるかの確認などに事務処理が発生し、回答するために10分程度の事務処理が発生している。このように日々事務処理時間が多く発生している実態がある。そこで、戸籍事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、電話照会を行うために要していた戸籍の届出者の待ち時間も短縮され、住民サービスの向上につながる。 【支障の解決策】 住民基本台帳法第30条の10、第30条の12に「戸籍事務」を追加すること、又は戸籍の附票に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用できることとすることで解決される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	225	11_その他	施行時特例市	茅ヶ崎市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第9条第2項、戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号	戸籍法施行規則に規定されている戸籍届書の記載事項からの世帯主の氏名の削除又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村における戸籍届書記載の世帯主氏名を確認する事務処理の削減	戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除すること。又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村において、戸籍の届書に記載されている世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。	【現行制度について】 戸籍法施行規則において届出の記載事項として世帯主の氏名が規定されている。 【支障事例】 戸籍の届出を受付した市町村は住所地市町村に対し、住民基本台帳法第9条第2項に基づき届出の記載事項を送付する必要があるが、当市では戸籍の届出を受付してから決裁するまでに最低数日、長くて2週間程度時間が掛かるため、住所地市町村が通知を受け取った時点で世帯主が変わっていることが多い。世帯主氏名の情報に意味がなくなっているにも関わらず、戸籍法施行規則で規定されているため、他市町村に住所がある者から当市に対して戸籍の届出があった場合は、戸籍の決裁をする中で必ず世帯主氏名を住所地市町村へ電話で確認、照会する作業が発生し、1件あたり20分程度余計に処理時間を要している。 【制度改正の必要性】 戸籍法施行規則において届出の事項として世帯主氏名が規定されているため、全国の市町村において、戸籍の届出を受付した市町村は、住所地市町村への電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話が繋がらないことも多く、世帯主氏名の確認を行うために1件あたり20分程度の事務処理時間が発生している。住所地市町村においても、当該者の住民票情報の検索や折り返し先が市町村の電話番号で間違いがないかの確認などに事務処理が発生し、回答するために10分程度の事務処理が発生している。このように日々、無駄な事務処理時間が多く発生している実態がある。加えて、戸籍の届出をする際、世帯主を確認したいという住民には住民票を取得してもらう必要があり、住民負担が発生している。また、住民基本台帳法第9条第2項の通知を受けた住所地市町村において、当該通知により世帯主の氏名を住民票に記載することが想定されないため、当市では住所地市町村に世帯主氏名を通知に記載しておらず、戸籍の届出を受付した際の電話照会による世帯主氏名の確認は不要である。 【支障の解決策】 戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号の世帯主の氏名を記載事項とする号を削除すること又は世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	226	11_その他	施行時特例市	茅ヶ崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第6条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置))、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	マイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第6条第1項及び第3項に規定されているマイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止を求める。	マイナンバー通知カードは、令和2年5月25日以降は、新規発行や再交付は行わないこととされたにもかかわらず、紛失時の届出及び返納に係る事務が引き続き継続していることから、当市では毎日、1件あたり1分掛かる通知カード管理簿への入力作業が100件程度発生している。特定個人情報を含むものであるため速やかに処理をこなすのではなく、個人番号カード交付に伴う受付、審査、交付業務や交付前設定処理業務に支障をきたしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (30) 国民健康保険法(昭33法192) (ix) 国民健康保険の保険料(76条)の徴収に関する世帯主の取扱いの柔軟化については、実効性や市区町村における事務負担の軽減の観点にも留意しつつ、市区町村の意向も踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【総務省】 (16) 住民基本台帳法(昭42法81) (i) 戸籍の届出の受理の際に行う住所地の市区町村長への通知(9条2項)及び戸籍の附票の作成(16条)において、住所等の事実の確認に関する事務を処理する場合については、住民基本台帳に関する事務の処理(30条の10第1項3号及び30条の12第1項3号)に該当するため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができる旨を明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年12月5日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]</p>	一	<p>戸籍の届出の受理の際に行う戸籍の届出の受理の際に行う住所地の市区町村長への通知及び戸籍の附票の作成において、住所等の事実の確認に関する事務を処理する場合については、住民基本台帳に関する事務の処理に該当するため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができる旨を明確化し、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【総務省】住民基本台帳法に基づく事務に関する質疑応答(令和4年度地方分権改革に関する提案募集関係)について(令和4年12月5日総務省自治行政局住民制度課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	総務省自治行政局住民制度課
<p>5【法務省】 (1) 戸籍法(昭22法224) (iii) 婚姻、離婚及び死亡の届書における世帯主の氏名の記載(施行規則56条6号、57条1項8号及び58条7号)については、削除することを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【総務省】 (24) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii) 令和5年度以降の通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務(附則6条)の在り方については、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	227	11_その他	施行時特例市	茅ヶ崎市	法務省	B 地方に対する規制緩和	戸籍事務取扱準則第55条	戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存が可能であることの明確化	戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存を許可する規定を加える又は必要な措置を講ずること。	【現行制度について】 戸籍事務取扱準則第55条に(9)戸籍に関する指示、通知、回答書類つづり、(21)戸籍に関する往復書類つづり(指示、通知、回答書類を除く。)が規定されているため、全て電子メールで通知され電子化されているにも関わらず全て紙で印刷し綴っている。また、法務局による現地指導において、(9)(21)に該当する書類は全て紙で印刷し発取簿番号を取得して保存するように指摘を受けているため、市町村判断で電子での保存のみに切り替えることができない。 【支障事例】 戸籍事務取扱準則第55条に(9)戸籍に関する指示、通知、回答書類つづり、(21)戸籍に関する往復書類つづり(指示、通知、回答書類を除く。)が規定されているため、毎年200件近くある法務局からの通知を添付ファイルを含め紙で印刷している。 【制度改正の必要性】 当市では支所、出張所窓口でも法務局から戸籍事務取扱準則第55条に基づき、紙での保管を法務局から求められているため、法務局からの通知を全て印刷し、毎年数千枚以上の紙を保管しており、印刷する時間及び保管管理の事務負担が多く、対応に苦慮している実態がある。昨年度も管轄の支局に相談したが、戸籍事務取扱準則第55条が改正されない限り紙での保管を求める運用に変動がない旨の回答があった。 【支障の解決策】 戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存が可能であることを明確化することで解決すると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu/kekka.html
R4	228	11_その他	施行時特例市	茅ヶ崎市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項、住民基本台帳法施行規則第43条	戸籍情報連携システムの運用開始に伴う住民票への旧氏登録時の添付書類の見直し	戸籍情報連携システムの運用開始により他市町村が本籍の戸籍謄本等の参照、出力が可能となる予定のため、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、住民票に旧氏記載を求める際に戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること。	【現行制度について】 戸籍謄本等を「添付」させることになっているため、原本の持参と提出が必要。 【支障事例】 婚姻届と同時に旧氏を登録したい場合、戸籍謄本等の添付が義務付けられているために、婚姻届けの内容が反映された戸籍が出来上がってから戸籍謄本等を取得し、再度旧氏登録の手続きに来庁する必要がある。 【制度改正の必要性】 デジタル手続きのワンストップの原則に従い、戸籍謄本等の添付書類を削減する中、住記の異動についても添付書類が必要な届出を削減する必要がある。戸籍事務内部での連携により、他市町村が本籍の戸籍謄本が参照、出力できるようになれば戸籍謄本等の添付を必須とする必要はないと考える。 また、事例として最も多い婚姻時の旧氏登録(直前の氏に限る)についても婚姻が反映された戸籍謄本等の添付ではなく、戸籍謄本等の参照による確認で届出可能とすることで婚姻届と旧氏登録の同時提出が可能となり住民の利便性が向上すると考える。 【支障の解決策】 「当該旧氏がその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。)その他総務省令で定める書面を添付して」を削除する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu/kekka.html
R4	229	08_消防・防災・安全	町	聖籠町、七ヶ浜町、神栖市、今治市、新上五島町、東串良町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭和53年通商産業省告示第434号)第9条及び第11条	石油貯蔵施設立地対策等交付金に係る交付決定の早期化及び交付対象事業間における流用の容認	石油貯蔵施設立地対策等交付金について、申請期間を「毎年5月16日から5月31日まで」から「毎年4月1日から5月31日まで」に改め、年度早期からの事業着手が可能となるよう交付決定の早期化を図るとともに、実施計画の変更に基づく交付対象事業間での流用を認め、各地方公共団体における弾力的な運用を可能にさせていただいた。	本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から対象地方公共団体に所定の金額が交付(市町村にあっては都道府県を経由した間接交付)されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16~5/31、下期:10/16~10/31)設けられている。 当町では、令和3年度における交付対象事業の一つとして消防ポンプ自動車の購入を計画し、上期申請に係る交付決定(令和3年7月27日付け)後、遅滞なく入札準備を進めていたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕様を満たし得る車種がメーカーの都合で生産停止に陥ったため、やむを得ず当該事業を中止し、交付金充当額を減額する事態が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用することが認められていないことから、下期申請として「12月以降に着手し、かつ、当年度内に完了するハード事業」を急遽設計し、臨時議会を開催して補正予算の可決を受けることで、辛うじて対応することができた。 例年、上期申請において交付限度額の上限まで充当できるような計画を立て、進捗管理に万全を期しているところであるが、電源立地地域対策交付金のように4~5月の事業着手が可能となっているものと比較すると、本交付金に係る現在の交付決定のスケジュールでは、不測の事態が発生した場合に、円滑な公共施設の整備が困難となるおそれがある。 また、一般に、降雪時期を含むハード事業(道路事業等)では、通常よりも余裕を持った工期を組まなければならないことを踏まえると、下期申請において実施可能な事業は非常に限定的となってしまいが、交付対象事業間における流用が容認されれば、交付金充当額を減額することとなった場合であっても、必ずしも下期申請を行うことなく、上期に交付決定を受けた実施計画の変更承認を受けることにより、当該減額分を効率的に活用できるようになると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) (1)戸籍事務における帳簿及び書類つづりの保存(戸籍事務取扱準則制定標準(平16法務省民事局長)55条)については、電子データによる保存が可能であることを明確化し、法務局及び地方方法務局並びに市区町村に通知する。 [措置済み(令和4年11月18日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡)]</p>	—	<p>戸籍事務取扱準則制定標準第55条等の規定の趣旨は、帳簿及び書類つづりを電子データにより調製及び保存することを妨げるものではないことを明確化し、法務局及び地方方法務局並びに市区町村に通知した。</p>	<p>【法務省】戸籍法及び戸籍法施行規則に定めのない帳簿及び書類つづりの調製及び保存について(令和4年11月18日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	<p>法務省民事局民事第一課</p>
<p>5【総務省(7)】【法務省(2)】 戸籍法(昭22法224)及び住民基本台帳法(昭42法81) 婚姻の届出(戸籍法74条)と同時に住民票に旧氏の記載を求める場合(住民基本台帳法施行令30条の14)の戸籍謄本等の添付については、申請者の利便性の向上に資するよう、婚姻前の戸籍謄本等を添付することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年12月5日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]</p>	—	<p>婚姻の届出と同時に住民票に旧氏の記載を求める場合の戸籍謄本等の添付については、婚姻前の戸籍謄本等を添付することが可能であることを、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【総務省】住民基本台帳法に基づく事務に関する質疑応答(令和4年度地方分権改革に関する提案募集関係)について(令和4年12月5日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課 法務省民事局民事第一課</p>
<p>5【経済産業省】 (9)石油貯蔵施設立地対策等交付金 石油貯蔵施設立地対策等交付金については、以下のとおりとする。 ・交付対象事業が中止になるなどの事情がある場合には、他の交付対象事業に流用できることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。 ・石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭53通商産業省告示434)に定める交付申請期間については、年度当初からの事業着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒しについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	230	07_産業振興	都道府県	福井県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条、第12条、第13条	中小企業経営承継円滑化法における都道府県事務の見直し	中小企業経営承継円滑化法に係る事務について、国から都道府県への権限移譲及びこれまでの制度改正により、都道府県の実務が増加している。については、令和3年度に制度追加がなされた所在不明株主に関する会社法の特例をはじめとする、都道府県が行う認定や報告確認事務における必要書類を削減し、手続きの簡素化を行うことを求める。	【現行制度について】 平成29年度に中小企業経営承継円滑化法(以下「円滑化法」という。)の事業承継税制及び金融支援の認定事務が国から都道府県に移譲された。平成30年度以降、事業承継税制制度が逐次、拡充されるとともに、令和2年度には金融支援の制度拡大、令和3年度には所在不明株主に関する会社法の特例制度が新設された。 【支障事例】 上記制度改正に伴い、都道府県の認定事務等が大幅に増加しており、効率的な業務遂行に支障が生じている。下記に例として挙げている事業承継税制の認定や金融支援の認定に係る事務については、審査や書類不備による再提出依頼、再提出書類の審査等を総合して、1件あたり3～4時間の作業時間を要している。また、認定後の年次報告については、認定後5年間継続して提出されるため、認定件数の過年度累計が毎年提出されるため、事務量が年々増加している状況である。 (例)事業承継税制の認定数:平成20～平成29年度 8件 平成30～令和3年度 58件 金融支援の認定数:平成20～平成29年度 0件 平成30～令和3年度 4件 【制度改正の必要性】 都道府県の認定事務が大幅に増加しているため、必要書類の削減や手続きの簡素化により都道府県の認定及び報告確認事務の時間短縮及び効率化を図る必要がある。 【支障の解決策】 事業承継税制、金融支援、所在不明株主に関する会社法の特例の3制度における、都道府県が行う認定や報告確認事務に係る必要書類を削減し、手続きの簡素化を行うことで支障が解決すると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	231	03_医療・福祉	指定都市	浜松市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則、児童福祉法、児童福祉法施行規則	保育関係施設・事業の変更届出事項を当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすること	認定こども園、保育所、地域型保育事業等において、施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすることを求める。 なお、上記の対応が難しい場合は、保育関係施設に係る各法令において規定されている届出事項を法令改正により統一することを求める。	認定こども園、保育所、地域型保育事業(小規模保育事業・事業所内保育事業等)、特定子ども・子育て支援施設等、認可外保育施設などに関し、施設・事業に変更が生じた場合に届け出ることとされている事項は、各施設・事業に係る法令においてそれぞれ規定されている。保育関係施設は一つの施設で複数の事業を行っているケースが多く、施設・事業に変更が生じた場合には、当該施設・事業ごとに規定された事項をそれぞれ届け出る必要があることから、事業者等においては当該施設・事業ごとに法令を確認する必要があるなど負担が大きく、加えて、届出漏れや誤り等が生じており、地方公共団体における事務負担も大きなものとなっている。また、届出事項において、地方自治体が把握する必要性の乏しい事項があり、事業者及び地方公共団体にとって負担となっている。 以下に変更届の具体例を示す。 幼保連携型認定こども園変更届(認定こども園法) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園変更届(認定こども園法) 児童福祉施設変更届(児童福祉法) 家庭的保育事業変更届(児童福祉法) 一時預かり事業変更届(児童福祉法) 病児保育事業変更届(児童福祉法) 認可外保育施設変更届(児童福祉法) 特定教育・保育施設変更届(子ども・子育て支援法) 特定地域型保育事業者変更届(子ども・子育て支援法) 特定子ども・子育て支援施設等変更届(子ども・子育て支援法) 業務管理体制変更届(子ども・子育て支援法)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	232	03_医療・福祉	指定都市	浜松市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	認定こども園施設整備交付金交付要綱第3条	認定こども園施設整備交付金を間接補助から直接補助に変更すること	認定こども園施設整備交付金について、都道府県を通じた間接補助ではなく、国から政令指定都市等への直接補助とすることを求める。	認定こども園の幼稚園機能部分等に活用される「認定こども園施設整備交付金」については、都道府県を通じた市町村への間接補助であることから、都道府県の予算化が必要である。しかし、都道府県の予算スケジュールに合わせると、都道府県の予算化を待たなければならず、機動的な施設整備事業の執行ができない。また、都道府県の補助金交付要綱にも縛られることから、国の補助金交付要綱よりも上乗せされた変更交付申請等の事務が負担となっている。 一方で、認定こども園の保育所機能部分等に活用される「保育所等整備交付金」については、既に国から市町村への直接補助の仕組みとなっており、都道府県の予算化や補助金交付要綱に縛られることなく事業の実施が可能となっている。そのため、認定こども園施設整備交付金においても、国から政令指定都市等への直接補助が可能であると考えられる。 なお、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、現在設立が検討されている子ども家庭庁への移管が予定されている。この機会に、両交付金が国から政令指定都市等への直接補助となり、同じ取扱いになることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	233	11_その他	中核市	尼崎市、宮城県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の27、252条の37	内部統制制度導入に伴う包括外部監査の弾力的な取扱いについて	内部統制制度を導入した地方公共団体において、包括外部監査人と地方公共団体が事前に協議し、双方の合意を得た場合には包括外部監査における監査項目を地方公共団体が任意で設定できるよう制度改正を求める。	【制度改正の必要性】 当市では、代表監査委員を含む識見監査委員を2名とも民間から選任するなど、これまでも監査機能の充実に努めてきたなか、このたび、中核市においては努力義務である内部統制制度を導入することとした。しかし、事務負担が過剰になり、取組が形骸化(作業化)することになれば、本末転倒である。そのような問題意識のもと、実効性のある制度の構築を目指しており、内部統制を推進していくツールの1つとして包括外部監査を活用できれば効率的・効果的と考えるが、地方自治法では、包括外部監査人が監査項目を選定すると定められていることから、市が包括外部監査を弾力的に運用できない。 【支障の解決策】 内部統制の推進にともない顕在化した課題等に対して重点的に監査を実施することが効率的・効果的であることに加え、内部統制制度において抽出したリスクへの対応策のひとつとして監査を組み込むことも考えられることから、市と包括外部監査人が事前に協議し、双方の合意を得た場合に、市が監査項目を任意で設定できるよう地方自治法を改正いただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【経済産業省】 (8) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制及び金融支援に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担を軽減するため、事業者の申請手続等の理解に資するよう、中小企業者向けの申請マニュアルを改訂し、令和5年度中にホームページで周知する。</p>					
<p>5【内閣府(1)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に係る施設及び事業の変更届出が必要な事項については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、事業者及び地方公共団体の利便性も踏まえた変更届出が必要な事項の一覧表を作成し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。その上で、各届出事項について、地方公共団体の実務の状況等を踏まえて点検し、令和5年度中にその結果をまとめる。</p>					
<p>5【文部科学省】 (20) 認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金については、保育所等整備交付金と一本化することを前提に、国から市区町村に当該交付金を直接交付することについて地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	234	11_その他	都道府県	秋田県、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、藤里町、三種町、八郎潟町、東成瀬村、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域女性活躍推進交付金公募要領	地域女性活躍推進交付金の採択において複数年度の計画期間を認めること及び交付要件の緩和	地域女性活躍推進交付金の採択において、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複数年度分を継続して採択することを認めること。 また、同交付金の「活躍推進型」について、「地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業」については、「地域における女性の職業生活における活躍推進のための取組」等と併せて実施するという要件に加えて、先進的、先駆的な事業である必要があるとする要件や、事業実施主体における総事業予算の20%以内とするといった要件があるが、これらを緩和し、柔軟で使いやすい制度とすること。	女性活躍推進法第6条第1項の規定に基づく都道府県推進計画について、当県では複数年度で計画を策定しており、当該計画に基づき、地域の課題解決に向け、複数年度継続して事業を行っているが、地域女性活躍推進交付金については、単年度ごとの採択となっていることから、安定的な財源を確保できず、事業の継続性を担保することが困難になっている。 また、職業生活における女性活躍を推進する上では、その根底にある意識の変革を図り、人材を育成することが必要であり、「地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業」についても、一体的に進めることが重要であるが、総事業費に係る上限等、複数の制約があることから交付金の活用を支障を来している。	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka_vosan.html
R4	235	03_医療・福祉	都道府県	秋田県、青森県、岩手県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日付け厚生省発児第86号)第4各月の支弁額の算式及び支弁の方法、2措置費等の費目の用途及び各月の支弁額の算式、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日付け児家第50号) 1里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて	里親委託されている未就学児が保育所を利用する場合における支援内容の見直し	里親委託されている未就学児が保育所を利用する場合の利用料及び保育所を利用する場合に必要な実費に係る措置について、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱において、幼稚園等を利用する場合と同様の扱いとなるよう定めること。	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱において、里親委託されている未就学児が幼稚園等に通う場合、措置費等の費目の種類に「幼稚園費」が定められており、入学金や保育料に加え、制服等の幼稚園等で必要となる実費についても、支弁されることとなっている。 一方で、保育所に係る費用については、同交付要綱で定められておらず、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日付け児家第50号)において、保育所入所に係る費用徴収が免除されているものの、保育所を利用する場合に必要な実費については免除の対象となっていないことから、幼稚園等と取扱いが異なり、里親の自己負担となっている。 厚生労働省HPに掲載されている「里親制度(資料集)」では、共働きの里親及びひとり親世帯で就労している里親が令和2年3月1日時点で全体の52.7%を占めているとされており、「児童養護施設入所児童等調査の概要(平成30年2月1日現在)」では、全国の里親委託されている就学前児童1,648人のうち、584人が保育所等に、390人が幼稚園等に通っているとされており、共働き夫婦等が増加している社会状況の中で、里親委託されている児童が保育所を利用することは珍しくない状況といえる。 そのような社会状況の中で、里親委託されている児童が利用する施設の種別によって措置の内容が異なることは、やむを得ず保育所等を利用している里親にとって不公平な取扱いとなっている。また、社会養育体制の整備の一環として、共働き夫婦などに対する里親委託の推進にあたっての支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka_vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-					
-					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	236	09_土木・建築	都道府県	秋田県、岩手県、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、美郷町、羽後町、東成瀬村、川越市、八王子市、新潟県、高知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付システムにおける実施要綱、システム名称「社会資本整備総合交付金システム(SCMS)」	社会資本整備総合交付金システムにおける実施計画及び交付申請手続き等の更なる改善	社会資本整備総合交付金システムについては、昨年の地方分権提案により、一部重複する申請手続きが解消されたところであるが、未だ各申請手に当たっては支障が多く、マニュアルも不十分であるため、早急に地方公共団体の意見を反映した手続きの改善を図るとともに、システムの間合わせへの即応対応を可能とする電話等での受付体制を構築すること。	支障事例は数多くあり、全ての事項についての記載は困難であるが、次のような支障事例が存在する。 1. 予算要望手続において、前年度及び前々年度の予算配分額等を入力するが、前年度等の交付申請や完了実績、昨年度の同手続が承認済みであるため、これらの数値等データはシステム内で蓄積されているにもかかわらず、自動反映されないため、再度入力が必要となっており、誤りを誘発する仕様となっている。このような支障事例は、いずれの申請手続においても同様であり、特に早急な改修が必要と考える。 2. 都道府県は市町村からの申請及び問い合わせに応じなければならないが、システムについて説明や研修等を受けておらず手探りで応答しており、事務量が過大となっている。「よくある質問」は、各団体からの問い合わせ及び回答をエクセルファイルで掲載しているのみで、解決に繋がらないケースが多い。また、電話等即時に対応可能な国への問合せ手段がないため、国からの回答があるまでの数日間は事務が停滞する。 3. 作業する入力画面が水平方向に長く右にスクロールし入力するが、左端に表示される要素事業名が固定されていないため、入力中画面から表示されなくなり、都度スクロールし戻り確認しながらの入力を余儀なくされている。 4. 各申請において同一の数値を入力する事項につき、一度入力した数値が引き継がれず、各欄に複数回の入力が必要であり、入力誤りが生じやすい。特に実施計画と交付申請手続の国費額欄においては、国費額欄3箇所全てが同じ数値となるにもかかわらず、各欄へ入力を求められる。 5. 実施計画及び交付申請に先立ち、団体別内訳表についての手続を実施しなければならないが、とりまとめる団体である都道府県が手続をしないと、同整備計画内の市町村は、実施計画等手続を開始することが出来ず、早期の申請手続に支障を来している。各団体において申請額等を当然把握しており、当該団体別内訳表作成手続の廃止が望ましい。 6. システムで表示されている入力欄等の項目は非常に多いが、入力必須欄や任意入力欄等の違いが明確ではなく、マニュアルなどを逐一確認しながらの作業となっているため、作業効率が悪く、誤りを誘発する仕様となっている。 7. 完了予定年月日欄がカレンダーからの選択入力方式となっており、別の要素事業の欄へのコピーアンドペーストが出来ないため、操作性が非常に悪い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	237	09_土木・建築	指定都市	川崎市、札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	総務省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条、ガス事業法第54条、電気事業法第23条、地方公務員法第34条、地方税法第22条	市町村長が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき電気、ガス等の供給事業者の保有する契約情報の提供を受けることが可能であることの明確化及び税情報等の開示範囲の拡大	市町村長は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に必要な情報の提供を求めることができるとされているが、電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報の提供を受けることが可能であることを、通知等により明確化することを求める。あわせて、課税保留や差押え情報が開示できるよう、税情報等の開示範囲の拡大を求める。	「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)において、空家の所有者等の特定に当たり想定される調査方法として、水道・電気・ガスの供給事業者の保有情報や郵便転送情報の確認調査などが挙げられており、民間事業者の保有する契約情報について、空家対策の取組のために取得可能と捉えることができる表現となっている。しかしながら、本市において本ガイドラインをガス事業者に対し示したうえで使用者情報を開示することが可能か確認したところ、ガス事業法において許容される目的外提供に当たらないことから開示について難色を示された事例がある。実際は各事業法において契約情報の目的外提供が禁止されているため、市町村長による空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めを受けて契約情報を提供する場合には各事業法における契約情報の目的外提供の禁止規定に反することにはならない旨が明確になっていなければ、事業者は契約情報を市町村に提供してよいか判断ができないものと考えられる。電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報について、その提供が可能であることを、通知等により明確化することを求める。 次に、現行においては、課税台帳による取得可能な情報として空家所有者の氏名、住所、電話番号が開示されており、空家所有者の把握については有効であるが、空家等への対応を効果的、効率的に進めるためには、課税保留や差押え情報等個別の空家の詳細な情報を把握する必要があると考える。課税保留の状況が把握できれば、所有者調査に時間をかけることなく、初期段階から所有者不明空家として相続人調査に着手し、相続財産管理人制度の活用に向け必要な費用について予算措置ができ、迅速に対応が進められる。また、差押え情報が把握できれば、空家特措法による措置を一時見合わせるなど、個別の対応を迅速に判断できることから、あわせて幅広く税情報等の開示範囲の拡大も求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	238	09_土木・建築	指定都市	川崎市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、岡山市、福岡市、熊本市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	現在、公営住宅法の他、具体的に規定を明確にしていない。	公営住宅制度について、一部の自治体で導入されている期限付き入居の仕組みを定期借家の趣旨に沿って活用できること	公営住宅制度について、一部の自治体で導入されている期限付き入居の仕組みを定期借家の趣旨に沿って活用できること	「地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する基本方針」(平成17年8月2日国土交通省告示739号)にて、公営住宅における定期借家制度(期限付き入居)については、公平かつ確かな供給をする観点から基本的な方針が示されており、本市でも、平成30年度から子育て世帯を対象とした期限付き入居制度を導入している。しかしながら、期限終了後に適切に退去がなされない場合の明渡しに関する対応などに苦慮することが想定されるため、公営住宅における期限付き入居制度が適正に運用できるよう、法律や告示等で取扱いに関する明記を求めるものである。	—
R4	239	11_その他	都道府県	長野県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱第2条、第4条、第5条、第6条、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業交付要綱第2条	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業の実施に必要とされている豪雪地帯安全確保事業計画の作成を不要とする見直し	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに当たり、道府県が主体となり、市町村等事業実施主体が行う事業を取りまとめて豪雪地帯安全確保事業計画を作成することとなっているが、当該計画の廃止を求める。特に、市町村のみが事業実施主体となる場合であってもその経費を道府県が負担しないときの道府県による事業計画の作成を不要とすることを求める。	豪雪地帯安全確保事業計画は、道府県又は市町村が豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに当たり、道府県が主体となり、市町村等事業実施主体が行う事業を取りまとめて作成するよう実施要綱等で定められているところ、その作成が負担となっている。特に、当該交付金を道府県が活用せず市町村のみが活用する場合であっても、道府県が市町村の計画・実績等を取りまとめて事業計画を作成・更新する必要がある。この場合、事業内容の単なる取りまとめであり、道府県の施策を反映したものではないにもかかわらず、道府県に事務負担が発生している。当県では、事業を実施する県下市町村との調整や資料作成等に一定程度時間を要しており、今後事業を実施する市町村が増加した場合に、より一層の事務負担が見込まれる。また、事業計画には当該交付金事業の実施以外の活用目的もないため、事業計画の作成は不要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【国土交通省】 (34) 社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の申請等については、申請等に係る入力事務を効率化するため、令和4年度中に社会資本整備総合交付金システムを改修し、操作性等を改善する。</p>					
<p>5【経済産業省(2)】【国土交通省(14)】 ガス事業法(昭29法51)、電気事業法(昭39法170)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 電気又はガスの供給事業者が保有する契約情報については、市町村長(特別区の長を含む。)が空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき情報提供を求めることができる情報であることを明確化し、供給事業者及び市町村(特別区を含む。)に令和4年度中に通知する。</p>					
—					
<p>5【国土交通省】 (19) 豪雪地帯対策特別措置法(昭37法73) 「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱」(令3国土交通省)において、道府県が主体となり作成し国土交通省に提出することとされている豪雪地帯安全確保事業計画については、市町村が直接、国土交通省に提出することも可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	240	05_教育・文化	都道府県	長野県、愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条	子ども読書活動推進計画の上位計画への統合を可能とすること	子ども読書活動推進計画について、地域の実態が反映されている「教育振興基本計画」や各地方公共団体独自の「総合計画」等の上位計画への統合を可とすること	「子ども読書活動推進計画」は、努力義務ではあるものの、文部科学省が計画策定状況調査(令和2年度はコロナ禍により中止決定1/25)で「策定済」の都道府県・市町村数を公表しており、「策定済」とするためには、当該計画単独での策定が求められ、上位計画での内包や総合計画化は現状では認められていない。また、県に市町村の策定支援を求めるなど、実質的な義務計画になっている。当県においては、子ども読書活動推進計画について、策定自治体数は35市町村(策定率45.5%)であり、未策定の40町村のうち12町村が「計画策定に取り組む人材が不足している」、11町村が「各学校に一任」を理由として挙げている。また共同提案県においては、策定自治体数は41市町村(策定率75.9%)であり、5町村が「計画策定に取り組む人材が不足している」、2町が「公共図書館がない」と回答している。特に、人員が不足している地方公共団体では、地域の特色等を計画に反映させることが困難であるほか、策定そのものが進まない状況がある。各県の計画における策定作業や会議、調査等が重なり負担となっている。一方、上位計画に相当する「教育振興基本計画」にも記述があること、また、趣旨は異なるものの類似性のある「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」の策定も推進されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	241	11_その他	都道府県	長野県	総務省	B 地方に対する規制緩和	—	国の「都道府県を經由した市町村への照会」の照会方法の見直し	国の照会における、中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なもの以外の照会については、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」を使用すること 具体的には、都道府県を經由した市町村への照会を「パターンA:定期的な照会で、調査項目に変化がないもの」「パターンB:照会先の個別の状況を確認するもの」「パターンC:中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なもの」に分け、パターンA及びBについては、一斉調査システムを使用すること	国と市区町村の間に立つ都道府県では、日々の照会・回答業務に多くの時間を費やしている。市町村数が多い当県においては、国からの1回の照会あたりの職員負荷も大きく、全市町村への通知転送、回答状況の確認・催促、回答集約といった「中間とりまとめ作業」の効率化は庁内業務改革において優先度が高い課題となっている。 先般、担当者の連絡先に関する照会について、県で市町村の担当者連絡先を取りまとめ、国の様式(Excel)に転記を行った。県から市町村への照会については指定がなかったため、調査・照会(一斉調査)システムを用いて市町村へ照会の上、集計データを出力し、国の様式(Excel)へ転記を行った。当該システムは国が使うことも可能であり、国から直接、都道府県及び市区町村へ照会し、フォームへ入力させることで事務負担軽減につながったのではないかと考えられる。 (具体事例:令和3年度DX推進担当者の調査について(照会)総務省自治行政局地域情報化企画室 令和3年7月5日付け事務連絡) また、市町村からは調査・照会(一斉調査)システムの通知を見逃すとの声もあるが、これはシステムを使ったりメールを使ったりと照会のやり方が定まっていなかったため出てくる意見だと考えられる。どの照会についても同じシステムが使われる前提であれば見逃しも無くなると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	242	02_農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土調査法第19条第5項、第7項、国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱等について(昭和56年1月5日農林水産省農村振興局長通達)	都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の申請について、指定までの期間を短縮させるため、地方農政局長等及び事業所管大臣である農林水産大臣の経由を廃止し、都道府県知事から国土交通大臣に直接申請を可能とすること	都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の手続について、指定までの期間を短縮させるため、地方農政局長等及び事業所管大臣である農林水産大臣の経由を廃止し、都道府県知事から国土交通大臣に直接申請を可能とするよう、制度の見直しを求める。	【現行制度について】 都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項に基づく認証申請の手続については、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱等について(昭和56年1月5日農林水産省農村振興局長通達)」により、都道府県知事は、確定測量の成果を、地方農政局長等を經由して農林水産大臣に送付することにより認証申請を行うこととなっている。 さらに、国土調査法第19条第7項に基づき、事業所管大臣である農林水産大臣は、都道府県知事から認証申請のあった確定測量の成果を国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定をする場合、事前に国土交通大臣の承認を得るものとされている。 また、平成30年より、国土調査法第19条第5項に基づく認証申請の手続を行う際は、同様の手続により事前申請を行うこととなっている。 【支障事例】 当県では、事前申請を終え、令和2年12月に農林水産大臣に送付した16件の本申請全てが、令和4年3月時点で指定を受けていないなど、農林水産大臣を経由させることで申請から指定までに長期間を要しており、土地改良事業実施後も長期間地籍調査済みとならず、その成果の活用が遅れている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	243	11_その他	都道府県	長野県、宮城県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条、地方自治法施行令第165条の3	補助金支出事務の私人委託を可能とする見直し	地方自治法施行令第165条の3で規定する、私人に支出の事務を委託することができる経費に補助金を加えることを求める。	【現行制度】 地方自治法施行令第165条の3では、私人に支出を委託することができる経費を列挙しているが、補助金は対象外となっている。 【支障事例】 当県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を支援するため、ECサイトで県産品を販売する場合に、商品送料相当分の経費を県で支援し、販売促進につなげる事業(県産品ECサイト送料無料キャンペーン事業)を実施する予定としている。 本事業においては、500者程度の事業者を支援する見込みであり、事務量が膨大になることから、職員の負担軽減のため、当該事業に係る事務の一切を民間へ委託しようと検討したが、地方自治法第243条の規定により、支出事務そのものは民間へ委託ができず、補助事業として県直営で実施すべきではないかとの疑義が生じている(申請書類の受付・確認等の支払いに直接関係ない事務は委託可能との整理)。また、他県においても、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた県産食品事業者(約200者想定)を支援するためのEC送料支援事業を検討する中で、同様に支障を感じた事例がある。 【制度改正の必要性】 コロナ禍における事業者支援のように、短期間に多くの者への支援が必要な場合、補助金の支出を委託できないと、地方自治体のマンパワーでは対応できず、迅速かつ効率的な支援策が実施できない恐れがある。 【支障の解決策】 そこで、補助金の支出についても民間へ委託することができるよう、支出事務の私人委託における制限を見直すことで、迅速かつ効率的な事業者支援が可能となる。 なお、国においては本規定がないため、一切の業務を委託することが可能となっている(例:持続化給付金を商工会議所等へ委託)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【文部科学省】 (12) 子どもの読書活動の推進に関する法律(平13法154) 都道府県子ども読書活動推進計画(9条1項)及び市町村子ども読書活動推進計画(9条2項)の策定については、地方公共団体の判断により、他の計画をもって代えることが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年中に通知する。	—	・令和4年12月28日付の事務連絡「都道府県及び市町村における「子供読書活動推進計画」の策定等について(周知)」において、地方公共団体の判断により、教育振興基本計画(教育基本法(平18法120)17条2項)等の他の計画をもって代えることが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【文部科学省】都道府県及び市町村における「子供読書活動推進計画」の策定等について(令和4年12月28日付け文部科学省総合教育政策局地域学習推進課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
5【総務省】 (36) 調査・照会(一斉調査)システム 国が地方公共団体に対し調査を行う場合には、地方公共団体の負担軽減の観点から、調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施するよう促すため、関係府省に通知する。 [措置済み(令和4年11月15日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡)]	—	国が地方公共団体に対し調査を行う場合には、地方公共団体の負担軽減の観点から、調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施するよう促すため、関係府省に通知した。	【総務省】「調査・照会(一斉調査)システム」の利用について(周知)(令和4年11月15日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html	総務省地域力創造グループ地域政策課
5【農林水産省(4)】【国土交通省(11)】 国土調査法(昭26法180) 都道府県等が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請(19条5項)の手続については、現行制度では、都道府県知事等から農林水産大臣に申請し、農林水産大臣が国土交通大臣の承認(19条7項)を得た上で、その成果を地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定することとしているが、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について」(昭56農林水産省構造改善局長)を令和4年度中に改正し、令和5年度の申請から、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とする。					
5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (ii) 私人に支出の事務を委託することができる経費(施行令165条の3第1項)については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体から要望があった経費について私人に委託することの可否を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	244	09_土木・建築	都道府県	長野県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第48条	廃校等の公共物の用途変更における基準の明確化	第一種低層住居専用地域で使用されていた小中学校など、既存の公共物の有効活用のため、低層住居専用地域におけるコワーキングスペース等の設置に係る建築基準法第48条のただし書き許可の新たな許可準則を定め、特定行政庁が許可する基準の明確化を求める。	少子高齢化社会において、県内各地で小中学校の統廃合が進んでいる。各自治体では、工夫しながら、廃校となった校舎の活用策として、コワーキングスペースやオフィス、地域コミュニティが存続するための新たな活用方法を考えている。しかしながら、現行の規定では廃校舎をコワーキングスペース等に活用しようとする場合に、用途地域の規制から、それらの用途への変更が困難な場合があり、廃校舎の有効活用ができない状況にある。また、令和3年6月25日付け国住街第96号のシェアオフィス等に関する技術的助言については、空き家等を活用した比較的規模の小さいものを対象としたものであると考えられる。しかしながら、当県が考える廃校舎等の利活用となると、比較的大きく、多くの集客が見込まれるため、これらの場合の「良好な住居の環境を害するおそれがない」ことの判断に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	245	10_運輸・交通	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法第2条、都市公園法第5条、都市公園法施行令第5条第6項、都市再生特別措置法第62条の2、自転車活用推進法	シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備	都市公園内にシェアサイクルポートを設置することができるようにするため、都市公園法における公園施設のうち「飲食店、売店、駐車場、便所、その他の便益施設で政令で定めるもの」を定める都市公園法施行令第5条第6項に「自転車を賃貸する事業の利用者の利便に資する施設」を追加する。又は、同項の「これらに類するもの」にシェアサイクルポートが含まれていることを明確化する。	【現行制度とその課題】 都市公園にシェアサイクルポートを設置するためには、①「都市再生整備計画」を作成しシェアサイクルポートの設置について記載することで占用許可の特例を得る(都市再生特別措置法第62条の2)か、②シェアサイクルポートを都市公園法上の「公園施設」と位置付けて設置を許可する(都市公園法第2条・第5条、同法施行令第5条)か、2通りの方法が考えられる。しかし、①の場合は、計画の作成に公園管理者や地元や議会等との調整、パブリックコメントの実施、それに伴う計画案の修正など、丁寧な調整と膨大な時間が必要となり、①の方法によることは現実的でない。そのため、②の方法によることとしたいと考えているが、シェアサイクルポートを「公園施設」として設置してよいか法令上明らかでなく、設置許可の可否が公園管理者の解釈に委ねられているため、許可に二の足を踏んでいる公園管理者も多い。 【支障】 シェアサイクルの利用実績は毎年大きく伸びている。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、「新しい生活様式」において自転車の活用が推奨されるなど、新たな移動手段として、社会的な認知度と需要が急激に高まっている。そのような中で、上記課題により、都市公園内への柔軟なサイクルポート設置が出来ない状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	246	11_その他	市区長会	特別区長会、龍ヶ崎市、大磯町、豊田市、砥部町、佐世保市、宮崎市	デジタル庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第9条、公的個人認証サービス事務処理要領	電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定手続の非対面化	マイナンバーカードに搭載されている「電子証明書の更新」や「各種パスワードの初期化・再設定」の手続を、区市町村の窓口等、対面による手続に限定せず、コンビニのキオスク端末やオンラインでも可能とするなど、来庁せずかつ職員の手を介さない手法でも手続ができるよう、公的個人認証サービス事務処理要領における「市区町村の窓口など対面による手続」に関する記載(記載例:市区町村受付窓口)に提出、ICカードを持参する必要等)を改定し、コンビニやオンライン(マイナポータル等)でも手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。	【現行制度】 電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定については、申請者の本人確認のため、区市町村の窓口など対面による手続が必要とされている。 【支障事例】 近年マイナンバーカードを活用する機会が増えてきたこともあり、いざ活用する場面になって、電子証明書の有効期限切れやパスワードの失念等により使用できないことが発覚し、更新等の手続のために来庁した方で、区役所等の窓口が混雑するケースが増えている。 【制度改正の必要性】 マイナンバーカードの新規発行数は、ここ数年で急増しており、当区では令和4年5月1日現在で55%が保有している。今後全国的にも、短期間でカード保有者が急増していくことが見込まれる。令和7年度以降、当区にはマイナンバーカードの電子証明書の更新等のために、毎年3万から4万人が来庁することが見込まれ、窓口運営に支障をきたすことが懸念される。 【支障の解決策】 署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	247	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子保健法第17条の2、母子保健法施行規則第7条の2～4、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	次世代育成支援施設整備交付金における産後ケア事業を行う施設の見直し	次世代育成支援施設整備交付金により市町村等が実施する産後ケア事業を行う施設の整備に関する補助について、地域の実情に応じた事業の実施が可能となるよう、一律の交付基礎点数に基づく基準ではなく、施設の規模や提供するサービスの内容等に応じた補助条件とするよう見直すことを求める。	令和3年4月から、母子保健法において産後ケア事業が位置づけられ、産後ケア事業の実施が市区町村の努力義務とされたことにより、今後、全国各地で各地方公共団体の方針に基づき、様々な規模及びサービス内容の産後ケア事業が実施されていくものと考えられる。産後ケア事業を行う施設の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(令和4年2月1日付厚生労働省発子0201第6号)において、交付の対象として「産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業」が示されている。現行、当該事業に対する交付金額は、施設の種類ごとに定められた交付基礎点数を基に算定することとされており、施設の規模や提供するサービス内容等にかかわらず、産後ケア事業を行う施設であれば一律の交付金基礎点数を基に交付金が算定されるため、施設設計において地方公共団体の意向が反映できない制度となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka_vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201) (ii)用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可(48条1項から14項)のうち、第一種低層住居専用地域等に存する廃校に係る用途変更の許可については、廃校の利活用の促進に資するよう、他の用途に活用するために許可した事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。					
5【国土交通省】 (16)都市公園法(昭31法79) シェアサイクルポートについては、公園施設(2条2項)として設置が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)]	—	既存の公園利用者又は将来的な公園利用者の利便の確保等に資するものであれば、都市公園の効用を全うする施設として認められ、都市公園法における公園施設としてシェアサイクルポートの設置が可能であることを明確化し、周知した。 なお、「コミュニティサイクル」や「レンタサイクル」等の他の名称で自転車を賃貸する事業の用に供されている自転車駐車場についても同様である。	【国土交通省】都市公園にシェアサイクルポートを設置する場合の取扱いについて(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html	国土交通省都市局公園緑地・景観課
5【総務省】 (21)地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120) 地方公共団体が指定する郵便局において以下に掲げる事務を取り扱わせることができること(2条)については、一層の普及を図るための方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・署名用電子証明書の発行の申請(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)の受付、署名利用者確認のための書類(同条3項)の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体(同条4項)の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法9条1項)の受付及び署名利用者確認のための書類(同条2項において準用する同法3条3項)の受付 ・利用者証明用電子証明書の発行の申請(同法22条1項)の受付、利用者証明利用者確認のための書類(同条3項)の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体(同条4項)の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法28条1項)の受付及び利用者証明利用者確認のための書類(同条2項において準用する同法22条3項)の受付 5【デジタル庁(9)(i)】【総務省(22)(i)】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書のうち、署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律3条1項)以外のものに係る暗証番号の初期化及び再設定については、オンラインやコンビニエンスストアの情報キオスク端末等による手続を可能とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 5【デジタル庁(9)(ii)】【総務省(22)(ii)】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。					
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	248	09_土木・建築	市区長会	特別区長会、八王子市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃に係る補助金の算定方法及び申請手続の見直し	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第4項に規定される住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(専用住宅)の家賃に係る補助金について、住宅ごとに補助期間と補助総額上限を設定しているが、同じ住宅において入居者が変わった場合には、補助期間と補助総額上限をその時点(入居開始時点)から改めて設定することを求める。また、本補助金は、賃貸人が地方公共団体へ交付申請を行い、さらに賃貸人を經由して入居者の所得等書類を提出し、自治体からの通知を伝える形式だが、補助金申請の手続きについては、入居者と地方公共団体間で行うことが可能となるよう求める。	住宅セーフティネット制度は、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進するものとして、その必要性は増していくものと考えられる。しかしながら、専用住宅を対象とした家賃低廉化補助は都内で5区市でしか導入されておらず、当区においても令和4年3月現在、補助対象住宅の登録数は4戸のみで十分提供できているとは言えないことから、一層の充実を図っていく必要がある。住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃に係る補助金は、一例として、一つの専用住宅に最初の入居者が補助期間(10年間/月4万円補助)の途中で退去した場合、入居期間が8年間とすると、次の同一の専用住宅の家賃人への家賃補助は2年間が上限となる。前入居者の補助状況によって補助期間が少なくなることから、補助対象住宅の確保が進まない中において、同専用住宅の利用が促進されにくい制度となっている。また、住宅ごとの補助総額に基づき補助期間に上限があるため、賃貸人の協力の意向があったとしても、上限に達した後は活用ができないこととなる。さらに、専用住宅の家賃人や管理会社は、民間の賃貸契約での礼金・更新料が得られないことに加え、毎年度行う入居者から提出してもらう関係書類の確認、補助金申請書類の作成・提出等の事務手続きの負担が大きく、補助対象住宅の登録や制度の利用につながらずらい仕組みになっている。住居確保給付金のように給付を受ける入居者と自治体間で行っている制度があることから、家賃の減額を受ける入居者と地方公共団体間で申請の手続きをすることで、賃貸人側の事務を軽減し、効率化を図れる。	—
R4	249	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第7条及び第10条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条	介護保険サービス及び障害福祉サービスの一本化	①要介護状態にある、65歳以上の介護保険1号被保険者と特定疾病に該当する40歳～64歳の2号被保険者は介護保険サービスを受けることになる。一方介護保険の被保険者とならない要介護状態にある障害者は障害者総合支援法による障害福祉サービスを受けることになる。要介護状態にある者が、年齢や特定疾病等により、所得にかかわらず、自己負担の有無に差が生じている。介護保険優先の原則から障害福祉サービスから介護保険に移行することにより、ライフステージを通じて、一体的に支援を提供することができない。 ②年齢にかかわらず、障害を負い、要介護状態になる可能性は高齢者のみならず誰にでもある。また、支援の質や量は、要介護度によって基本的に同じものであることが、前提であることから、介護保険を皆保険制度として、介護保険サービスと障害福祉サービスの一本化を図っていくことが、必要である。	40歳から64歳で、障害福祉サービスの支給決定を受けているものと、特定疾病に該当し、介護保険サービスを受けているものに、自己負担の有無に差が生じることとなり、同様のサービスを受けているにも関わらず、自己負担において不公平な状態となっている。介護保険1号被保険者は65歳到達前に5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた場合、市町村税非課税であれば、新高額障害福祉サービス等給付制度により介護保険の自己負担分が償還される。これに対し、65歳到達前に5年間介護保険サービスを受けていたものは市町村税非課税であっても自己負担分を払い続けることになり、大きな矛盾が生じている。障害福祉サービスから介護保険に移行することによって利用事業所の変更を余儀なくされ、生涯を通じて継続的に事業所を利用することができないケースがある。	—
R4	250	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第34条	生活保護の医療扶助一部自己負担	生活保護の医療扶助に一部自己負担を導入する。自己負担分は、翌月償還払いとする。	生活保護の医療扶助は現物給付により受給者の自己負担がないため、頻回受診や薬の重複処方などの問題が指摘され、医療扶助増加の一因とされている。医療扶助は生活保護費の約半分を占め、大きな財政負担となっている。	—
R4	251	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第34条の8 放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準(厚生労働省省令第六十三号)	放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化	次世代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、文部科学省と厚生労働省とが協力し、放課後子ども教室と放課児童クラブの一体型の事業整備を進めてきたところであるが、より一層、全ての児童が多様な体験・活動を共に行うことが可能となるよう、両事業の一体化についての整備を要望する。	放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化はすすめられているものの、放課後児童クラブにおいては専用室の設置が義務付けられており、専用室内で実施されている放課後児童クラブの活動プログラムに、放課後子ども教室の児童の参加が認められていない。	—
R4	252	06_環境・衛生	指定都市	神戸市	環境省	B 地方に対する規制緩和	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条、気候変動適応法第12条	地球温暖化対策実行計画における記載項目の見直し及び策定手続の簡素化	地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村に対する策定に関する規定の廃止および国、都道府県レベルでの計画策定の規定を充実させ、市町村についてはその計画をもとに当該自治体の実情に合わせて施策の強化を図る旨を規定すること。	地球温暖化対策実行計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、国の「地球温暖化対策計画」に即して、都道府県及び市町村が定めるものと規定されている。気候変動適応計画は気候変動適応法第12条に基づき、国の気候変動適応計画を勘案し、策定するよう努力規定が定められている。地方公共団体の両計画は国の計画を基に各自自治体の実情に合わせて策定する仕組みとなっているが、県と市で計画が重複する部分が多い。また、温室効果ガス削減については、エネルギー政策に大きく左右され、産業部門や運輸部門などは国レベルでの対策もしくはある程度広域での対策が効果的と考えられ、各自自治体での計画に盛り込むのが難しい。計画策定に際し、目標値を定めるにあたっては各自自治体がCO2排出量の詳細なデータを調査し、有識者などの専門家の意見を聞く必要があり、膨大な予算と事務負担が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	253	06_環境・衛生	指定都市	神戸市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第9条第1項	一般廃棄物処理計画における記載項目の見直し及び策定手続の簡素化	一般廃棄物処理計画の策定にあたり、指針の記載事項を「廃棄物減量等推進協議会等の廃棄物行政に精通した有識者」への変更を求めるとともに、記載項目の軽減を図ること。	一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画(一般廃棄物処理基本計画)及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されている。また、それぞれ、ごみに関する部分(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)と生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)とから構成されている。市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、本指針等を参考にしつつ、廃棄物処理法第5条の7に規定する廃棄物減量等推進審議会等の意見を踏まえ、廃棄物処理法第6条第1項に基づき一般廃棄物処理計画を策定することとなっており、当市においては環境保全審議会に諮問する形式で審議に時間を要し、策定までに2年を費やしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
—					
—					
—					
<p>5【環境省】 (11)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117) 地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期報告(電気関係報告規則(昭40通商産業省令54)2条)から得られる情報に基づき、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等を、地方公共団体に令和5年度中に提供する。 ・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 					
<p>5【環境省】 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (i)一般廃棄物処理基本計画(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」(平20環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長))については、市町村の実情を踏まえ、計画の内容や策定に係る廃棄物減量等推進審議会等への意見聴取等の手続について柔軟に対応することが可能であることを明確化し、地方公共団体に対して令和4年度中に周知する。</p>		<p>一般廃棄物処理基本計画(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」(平20環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長))については、市町村の実情を踏まえ、計画の内容や策定に係る廃棄物減量等推進審議会等への意見聴取等の手続について柔軟に対応することが可能であることを明確化し、地方公共団体に対して周知した。</p>	<p>【環境省】「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る周知について(令和4年12月22日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	254	06_環境・衛生	指定都市	神戸市	環境省	B 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第8条	分別収集計画における記載事項の簡素化による計画の廃止	「リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をするため」に必要不可欠である①計画内の各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第1号)と②各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第4号)のみを報告形式により代替措置対応が可能となるように計画を廃止。	容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する5カ年計画を定め、3年ごとに見直しをしなければならない。また、一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。環境省が定める「市町村分別収集計画策定の手引き」は94ページにもなり、排出見込み量等の算出方法などが細かく記載されており、策定に労力を費やしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	255	06_環境・衛生	指定都市	神戸市	環境省	B 地方に対する規制緩和	令和3年12月16日「令和4年度循環型社会形成推進地域計画の提出について」環整第1523号	循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化	循環型社会形成推進交付金申請にかかる循環型社会形成推進地域計画の記載事項の簡素化。	市町村が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等のために循環型社会形成推進交付金事業を実施するには、循環型社会形成推進地域計画の策定が要綱で定められている。環境省が定める「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」は67ページにわたっており、記載事項が細かく定められているため策定に多大な事務負担を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	256	08_消防・防災・安全	指定都市	神戸市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第26条、第18条	交通安全計画の市町村に対する策定努力義務規定の廃止	交通安全計画策定にかかる法律上の努力義務規定を削除し、原則、市町村に対しては策定を求めないよう見直すこと	交通安全対策基本法により、市町村は都道府県計画に基づく市町村交通安全計画(5年計画)の作成に努めることとし、この計画策定のために条例により市町村交通安全対策会議を設置することができることと定められている。計画策定には、交通安全対策会議(委員約20名)への諮問やパブリック・コメントなど、手続きに相当の時間と労力を要する。また、市町村交通安全計画は、県計画と重なる部分も多く、県計画に網羅されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	257	05_教育・文化	指定都市	神戸市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	食育基本法第18条	市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止	市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止	当市では多様な関係者が食育に関する課題や取組の方向性を共有し、地域性に応じ、効果的に連携・協力して食育を推進していくために必要な計画として市町村食育推進計画を策定している。同計画の策定は法的には努力義務とされているが、第3次食育推進基本計画(平成28年3月18日食育推進会議決定)で策定率目標100%とされており、毎年、国からも都道府県からも別々に計画策定状況の報告を求められている。しかし、現行計画の対象期間中は基本的に状況が変わることはなく、毎年・全国一律での報告は不要であると考え。報告を求められる項目を計画中やホームページに掲載している場合や現行計画の対象期間中は報告を不要とするなど柔軟な対応を求めたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	258	06_環境・衛生	指定都市	神戸市	消費者庁、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	食品衛生法第24条、第70条	食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能とすること	食品衛生監視指導計画の策定に係る弾力的な運用を行うこと、また、計画に特に変更がない場合は、毎年度の策定を不要とし、策定後の国への報告を省略すること	食品衛生監視指導計画は都道府県等が、地域の実情を踏まえて、国内流通食品等の検査や食品等事業者の監視指導等を効果的かつ効率的に行うことを目的として、年度ごとの計画として策定するものとされている。計画に変更がない場合であっても、毎年度策定しなければならず、策定後、国に報告を求められるため、多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	259	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	結核対策特別促進事業実施要綱、令和4年3月31日厚生労働省健康局事務連絡(令和4年度結核対策特別促進事業の予算執行方針)	結核対策特別促進事業実施計画策定に係る記載事項の簡素化	結核対策特別促進事業実施計画策定の廃止または簡素化。結核対策全体の単年度計画書を廃止し、交付申請対象事業にかかる計画書のみの提出に簡素化されたい。	結核対策特別促進事業実施計画の策定は結核対策の推進に資することを目的とする「結核対策特別促進事業」の補助交付申請の要件とされている。申請においては交付申請対象事業にかかる計画書だけでなく、当市の結核対策全体の単年度計画書を作成しなければならない。2022年度(令和4年度)までは、厚生労働省の「結核に関する特定感染症予防指針」に基づいて以前に策定した「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」(計画期間:2016年度～2022年度)があるが、結核対策特別促進事業実施計画は単年度の計画のため、本補助申請のためだけに、単年度版に作り直しており、多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	260	08_消防・防災・安全	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第23号)第6条、社会資本整備総合交付金交付要綱	耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと	耐震改修促進計画の策定を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないことを求める。	市町村における「耐震改修促進計画」の策定は法的義務ではない(耐震改修促進法第6条により努力義務)にも関わらず、社会資本整備総合交付金において「事業主体である地方公共団体が定めた耐震改修促進計画」が交付対象事業の要件とされている。一方、同交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、耐震化促進事業の概要や目標を記載した、「社会資本整備総合計画」を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。以上により、耐震改修促進計画の策定を要件とすることは、法的義務がなく、また内容が重複する計画の策定を求められるものであり、二重の事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【環境省】 (10) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村分別収集計画(8条1項)については、一般廃棄物処理計画などの廃棄物処理に関する計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、市区町村に令和4年度中に通知する。</p>					
<p>5【環境省】 (18) 循環型社会形成推進交付金 市町村等が循環型社会形成推進交付金等の交付申請を行うために作成を要する循環型社会形成推進地域計画については、市町村等の事務負担を軽減するため、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」(平17環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)の記載内容の簡素化等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【内閣府】 (4) 交通安全対策基本法(昭45法110) 市町村交通安全計画(26条1項)及び市町村交通安全実施計画(同条4項)の作成に係る努力義務に関する規定については、「できる」規定化する。</p>					
<p>5【農林水産省】 (13) 食育基本法(平17法63) 市町村食育推進計画(18条)等に関する調査については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減するよう、令和4年度に実施する調査から、当該計画を作成済みであり、かつ、その計画の実施期間内である市町村に対しては、当該計画に変更がない場合には作成状況の報告を不要とする。</p>					
<p>5【消費者庁(1)】【厚生労働省(8)】 食品衛生法(昭22法233) 都道府県等食品衛生監視指導計画(24条1項。以下この事項において「監視指導計画」という。)については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下この事項において「都道府県等」という。)の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・都道府県等から国への監視指導計画の報告(24条4項)については、電子メールによる報告を原則とする旨を明確化し、都道府県等に令和4年度中に通知する。 ・効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例を整理し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・監視指導計画を策定又は変更するに当たり、当該計画の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならないとされていること(70条2項)については、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を選択することが可能である旨を明確化し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・監視指導計画に記載することとされている項目に関する記載内容については、都道府県等の判断により簡素化することが可能である旨を、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平15厚生労働省告示301。以下この事項において「指針」という。)において定められている監視指導計画の記載事項については、食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、地域の実情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことが可能である事項を区分することとし、令和5年7月末までに指針を改正する。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (56) 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金 結核対策特別促進事業における感染症予防事業費等国庫負担(補助)金に係る結核対策特別促進事業実施計画書の記載内容については、「都道府県(市・区)における結核と結核対策の概要」欄と事業ごとに作成する「事業の目的」欄との重複の見直し等、補助額算定のために必要最小限の内容となるよう簡素化することとし、令和5年度の当該事業の実施に当たって必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【国土交通省】 (25) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平7法123) 社会資本整備総合交付金の交付対象事業のうち、住宅・建築物耐震改修事業については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減するため、市町村耐震改修促進計画(6条1項)に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途計画を策定せずとも同交付金の交付対象とすることとし、その旨を市町村に令和4年度中に通知する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	261	11_その他	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2	マンション管理適正化推進計画の策定廃止	管理計画の認定を運用する上でのマンション管理適正化推進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず管理計画の認定制度の運用を自治体の裁量とすること。	マンションの管理の適正化の推進に関する法律において、マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等は管理計画の認定申請を受け付けることができるとされている。マンション管理適正化推進計画には都道府県等マンション管理適正化指針を定め、当該指針において地方独自の管理計画の認定基準を追加することができるとされているため、当市でも同計画の策定を進めているが、策定にあたって多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	262	05_教育・文化	指定都市	神戸市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地域国際交流推進大綱の策定に関する指針、地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力推進大綱における民間団体の位置づけについて	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会認定にあたり、地域国際交流推進大綱への位置づけを不要とすること	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置づけを廃止すること	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置づけが必要とされているが、当市の総合計画においても在住外国人との共生の推進を柱に位置付け、KPIを設定し、取り組んでいくこととしており、内容に重複が見られる。また、公益財団法人国際コミュニティセンターは当市の外郭団体であり、地域国際化協会に対する国からの各種支援を受けることだけを目的に同大綱を策定していることは実質的な策定義義が薄く、非効率的な業務となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	263	10_運輸・交通	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件として、補助対象となる運行系統にかかる具体的内容の地域公共交通計画への位置づけから、従来の要綱に基づく補助計画作成に戻すこと	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件として、補助対象となる運行系統にかかる具体的内容の地域公共交通計画への位置づけから、従来の要綱に基づく補助計画作成に戻すこと	地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用するためには、地域公共交通計画に、補助対象となる運行系統における地域の公共交通における位置づけ・役割や事業の必要性、事業及び実施主体の概要、計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法を記載し、交通事業者(鉄道、バス、タクシー)や学識経験者、市民団体の代表などから構成される協議会での計画変更に係る協議を経て、計画の認定について国土交通省に申請する必要がある。当市が地域公共交通確保維持改善事業費補助(地域間幹線系統補助)として補助対象とする系統は、既に当市の重要な公共交通ネットワークを位置付けた地域公共交通計画に基づき、必要性を判断しているところである。そのため、このような公共交通に関するあり方や施策の基本方針を定めた計画に運行系統毎の事業計画を定めることは、対象となる運行系統が増減する度に、計画内容の変更に係る検討、計画への追記、協議会の開催、計画の認定申請と事務手続きが発生することになり非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	264	01_土地利用(農地除く)	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法、都市再生特別措置法	立地適正化計画及び総合交通戦略の趣旨を都市計画マスタープランに統合するとともに、同計画による補助金等制度の運用を可能とすること	都市計画マスタープランに各計画に関する趣旨を記載していれば、各計画を策定しているとみなすこと。あわせて、都市計画マスタープランの決定手続きをもって、その他の計画も決定したとみなすこと。また、各計画を統合した都市計画マスタープランをもって、補助金等の制度を運用可能とすること	都市計画マスタープランにおいては、都市計画の方針を定めるうえで、土地利用や都市交通、自然環境等に関する現況や動向を幅広く勘案し策定しているが、立地適正化計画、総合交通戦略にも同趣旨の記載内容が見られ、非効率となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	265	01_土地利用(農地除く)	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市再生特別措置法	自治体において独自に策定している防災に関する計画を立地適正化計画における防災指針とみなすこと	防災に関する計画を策定していれば、立地適正化計画においても防災指針を策定していることとみなすこと	平成26年度に都市再生特別措置法の改正より、コンパクトなまちづくりを促進するため「立地適正化計画」制度が創設され、本市においては「都市空間向上計画」として策定したところであるが、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、都市における防災・減災対策(防災指針)の位置づけが義務化されたことから、今後、都市空間向上計画(立地適正化計画)の改正の際には、防災指針の追加が必要となった。防災指針の策定にあたっては、災害リスクの高い地域の抽出やリスクをふまえた居住誘導区域の設定・見直し、地区ごとの課題に対応した対策の検討等を要件としているところであるが、既に公表されている計画等において、災害リスクや避難に関する周知・啓発を実施していること、防災部局等において、災害に対する対応方針の検討等を実施していることから、防災指針を策定する場合、既存の計画・検討と同様の記載内容となることが想定され、非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	266	05_教育・文化	指定都市	神戸市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3、第153条第2項第26号	文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化	文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、地方自治体の実情に合わせ、計画の構成などについて独自性を持つことを弾力的に認めること	文化財保存活用地域計画の策定は一部の補助金の優遇措置などの要件とされており、策定にあたっては文化庁長官に認定を受ける必要がある。文化庁長官の認定を前提としているため、作成について市の裁量権が低い。また認定にあたっては、国の文化審議会に諮る必要があり、文化庁からの指導に伴う内容修正等の調整事項が多く、多大な事務負担が生じている。法第183条の3第2項第1号関係に定められた市の概要及文化財の概要については、市域の大小で事務量が左右する。同様に、文化財の措置に関する取りまとめなどの業務についても、指定都市などは、関係する部署が多くなるため煩雑になる。市の方針として計画の見直しやスリム化が求められている。しかし、計画を認定させるためには、法に規定する内容を満たした計画を作成する必要があるため、両者に齟齬が生じている。意見聴取のための協議会の運営に関する事務が発生した。措置の具体的な記載について、市の予算措置などとの関係があり、記載に苦慮する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【国土交通省】 (26)マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平12法149)マンション管理適正化推進計画(3条の2。以下この事項において「推進計画」という。)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・「マンション管理適正化推進計画作成の手引き」(令4国土交通省住宅局参事官)を改定し、記載の見直し及び推進計画の作成に当たって参考となる記載例を充実した上で、地方公共団体に令和5年中に周知する。 ・推進計画に記載する必要がある目標、施策及び認定基準等に関して、目標及び施策等は他の計画等において記載及び公表した上で、認定基準は別途公表することができることや、行政手続法(平5法88)上の申請に対する処分の審査基準(同法5条)に目標及び施策等が記載されているれば、認定基準と一体のものとして推進計画とみなすことができることなど、柔軟な策定が可能であることを明確化し、推進計画を他の計画等に位置付けている事例と併せて、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>					
<p>5【総務省】 (31)地域国際化協会の認定に係る事務 都道府県及び指定都市における地域国際化協会の認定については、当該協会の地域国際交流推進大綱への位置付けを必要とする要件を令和4年度中に削除する。</p>					
—					
<p>5【国土交通省】 (22)都市計画法(昭43法100)及び都市再生特別措置法(平14法22) 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(都市再生特別措置法81条)及び都市・地域総合交通戦略(「都市・地域総合交通戦略要綱」(平21国土交通省都市・地域整備局長)第三)については、市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画法18条の2)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化するため、参考となる事例を示しつつ、令和4年度中に「立地適正化計画作成の手引き」(令4国土交通省都市局都市計画課)及び「都市・地域総合交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～」(令4国土交通省都市局)を改訂する。</p>					
<p>5【国土交通省】 (28)都市再生特別措置法(平14法22) 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(81条)に記載する、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針(81条2項5号。以下この事項において「防災指針」という。)については、市町村が独自に定める防災に関する計画が防災指針の内容を含み、かつ、81条22項に定める手続を経た場合、当該計画を防災指針と位置付けることが可能であることを明確化するため、令和4年度中に「立地適正化計画作成の手引き」(令4国土交通省都市局都市計画課)を改訂する。</p>					
<p>5【文部科学省】 (6)文化財保護法(昭25法214) 文化財保存活用地域計画(183条の3第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(平31文化庁)を改訂し、作成上重要となる点や計画の構成例の提示、ページ数や作成工程の目安を示すなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	267	01_土地利用(農地除く)	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	改正「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30法律第49号)」第45条第1項、所有者不明土地等対策事業費補助金制度要綱(令和4年3月28日 国不土第102号)	所有者不明土地等対策計画の他の計画との一体的策定	「所有者不明土地等対策計画」を国補助金の要件とし、あるいは、既存の「空家等対策計画」または「空き家対策総合実施計画」への必要内容の盛り込みによる計画策定でも可とすること	今後増加が見込まれる所有者不明土地について、その「利用の円滑化の促進」と「管理の適正化」のため、市町村等が実施する所有者不明土地対策を支える仕組みを盛り込んだ法改正がなされた。土地の管理不全状態の解消等の所有者不明土地等対策事業に要する費用について、国の補助金が新設されたが、その利用のためには「所有者不明土地等対策計画」の策定が要件となっており、新規策定が必要となっている。当市では、所有者不明土地の管理不全状態解消のための財産管理人申立のための予納金(事業費100万円×5件=500万円程度。国費1/2=250万円程度)としての利用が想定されるが、計画策定に要する費用・時間・労力等(検討会開催約10回として費用約100万円、職員の時間・労力 2人×10日間×10回分=約1600時間)のコストが大きい。所有者不明土地対策については、空家空地対策と共通する点が多く、新規に「所有者不明土地等対策計画」を策定するとしても、管理適正化のために構ずべき施策や実施体制整備に関する事項を記載するなど、両者には重複する部分が多いと思われ、今後二つの計画が策定されることになると非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	268	05_教育・文化	指定都市	神戸市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年6月28日法律第47号)第8条、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)第17条	市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと	市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと	学校教育の情報化の推進に関する法律において、学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を市町村が定めるよう努めることとされている。しかし、国の教育振興基本計画は、教育全体の政策目標のうちの一つとして「ICT活用のための基盤の整備」(目標17)を定めており、この計画を参照して定めることとされている地方公共団体の計画(第3期当市教育振興基本計画等)と、目的及び内容が重複するため、計画の見直し等において非効率である。また、GIGAスクール構想(令和元年度補正予算、令和2年度1次補正予算)により、全国一律に、児童生徒の端末、校内LAN等の整備が進んでおり、計画策定の意義がなくなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	269	08_消防・防災・安全	指定都市	神戸市	総務省	B 地方に対する規制緩和	平成26年4月22日「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」総財務第74号	公共施設等総合管理計画の簡素化及び記載事項の見直し	公共施設等総合管理計画を簡素化すること。各分野の個別施設計画で定めている記載事項との重複はなくすること。簡素化とは具体的には、「令和4年4月1日付 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」において指示している内容の簡素化をお願いしたい。	国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたる、「公共施設等総合管理計画」は、総務省からの要請(平成26年4月)を受けて策定している。①各分野の個別施設計画(インフラ長寿命化計画)で記載済みの事項を再掲したり、計画期間や集計方法の異なる各計画間の数値を再調整したりする必要がある。②施設の再編等の中長期的な方針について、合意形成には時間がかかるため、一律に定められた期限までに、財源の裏付けのある中長期的な経費の見込みを作成するのは困難である。上記2点の理由により策定に多大な事務負担を要している。また、記載すべき必須事項が細かく指定されているが、一部については、国からの他の照会において回答し、ホームページに公開しているデータとの重複がみられるため非効率である。一律に定められた期限とは、総合管理計画の見直し期限のこと。総合管理計画の計画期間は各都市でそれぞれ定めており、定められた見直し時期と計画期間の終了とが近いと、度々計画に時間を割かれることになる。また、計画期間終了(次期計画策定)に向けて、各施設の方針について議論を進めている場合、その途中で公表する数値は議論が不十分なものになる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	270	01_土地利用(農地除く)	指定都市	神戸市	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	令和3年4月8日3文科施設第17号文科省大臣官房長通知、平成31年1月8日30施施助第13号文科省施設助成課長通知、平成31年4月2日総務省財務調整課事務連絡	国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止	国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および公共施設等適正管理推進事業債の前提としての個別施設計画の策定及び変更義務付けの廃止	国土交通省のインフラ長寿命化基本計画を受けて文部科学省がインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定している。令和3年3月に改訂された内容では、個別施設計画については、5年程度での見直しや、見直しの際に重要項目の全ての記載を盛り込むことなどを各管理者に促しているため、策定には多大な事務負担が生じる。文科省においては、個別施設計画の策定が、国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請の前提条件とされており、また、総務省においては、個別施設計画の策定が、公共施設等適正管理推進事業債の起債の要件とされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	271	11_その他	指定都市	神戸市	個人情報保護委員会、デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条、特定個人情報保護評価に関する規則第1条、第5条、第6条、第7条	特定個人情報保護評価事務の一部省略	特定個人情報保護評価のうち、公金受取口座活用等、国全体で進めるべき施策に係る事務に関するものにおける意見募集、第三者点検及び評価の公表については、国が一括して実施し、地方公共団体においては実施不要とすること。	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の関連規定が令和4年1月1日に施行され、デジタル庁令で定める公的給付については、情報提供ネットワークシステムを活用して公金受取口座情報を取得することができるようになる。情報提供ネットワークシステムを活用した公金受取口座情報の取得について、国は、令和4年10月試行運用開始、令和5年1月以降の本格運用を予定しているところ、地方公共団体は、各事務における特定個人情報保護評価(PIA)の実施が必要となる。PIAについては、評価書の修正に加え、対象人数によっては、住民の意見募集や第三者点検、評価の公表を行う必要があり、自治体における事務負担が大きい。 【参考】公金受取口座活用のために修正が必要となる当市の評価書の数:17	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	272	11_その他	指定都市	神戸市	デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	「公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて」(令和4年3月14日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)別紙1-第4-Q13等	公的給付における公金受取口座利用時の給付ごとの意思確認の省略	マイナポータルからの公金受取口座登録をもって、デジタル庁令で定める公的給付における当該口座の利用意思を確認したこととし地方公共団体による給付の際の改めての利用意思確認を不要とすること。	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の関連規定が令和4年1月1日に施行され、デジタル庁令で定める公的給付については、情報提供ネットワークシステムを活用して公金受取口座情報を取得することができるようになる。国からの事務連絡により、公金受取口座情報が登録されていても、個別の給付申請時に、申請者から公金受取口座の利用を希望する旨の意思表示をしなければ、公金受取口座は利用できないとされているため、都度、意思確認のためのやりとりが発生するほか、給付申請の際に公金受取口座の利用意思ありとされたにもかかわらず、実際には公金受取口座情報自体が登録されていないということも想定され、かえって給付事務が混乱する可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【国土交通省】 (33)所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49) 所有者不明土地対策計画(45条)については、当該計画を作成する市町村の事務負担を軽減するため、既存の空家等対策計画(空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)6条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、市町村に通知する。 [措置済み(令和4年11月1日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)]	—	所有者不明土地対策計画については、当該計画を作成する市町村の事務負担を軽減するため、既存の空家等対策計画(空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)6条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、市町村に通知した。	【国土交通省】所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行について(令和4年11月1日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html	国土交通省不動産・建設経済局土地政策課
5【文部科学省】 (17)学校教育の情報化の推進に関する法律(令元法47) 学校教育情報化推進計画(9条1項及び2項。以下この事項において「推進計画」という。)については、地方公共団体がその実情に応じて策定及び改定に係る時期等を判断すること、教育振興基本計画(教育基本法(平18法120)17条2項)等の他の計画をもって代えることが可能であること並びに推進計画の策定を財政措置の要件としないことを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年10月20日付け文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム事務連絡)]	—	学校教育情報化推進計画(9条1項及び2項。以下この事項において「推進計画」という。)については、地方公共団体がその実情に応じて策定及び改定に係る時期等を判断すること、教育振興基本計画(教育基本法(平18法120)17条2項)等の他の計画をもって代えることが可能であること並びに推進計画の策定を財政措置の要件としないことを明確化し、地方公共団体に通知する。	【文部科学省】学校教育情報化推進計画の策定期等について(令和4年10月20日付け文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html	文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム
5【総務省】 (34)公共施設等総合管理計画 公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、今後、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の見直しを求める際の見直し時期については、地方公共団体の実情に十分に配慮して要請することとする。					
5【総務省】 (28)公共施設等適正管理推進事業 公共施設等適正管理推進事業債については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、同事業債の協議等手続に係る事務の簡素化など必要な方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 5【文部科学省】 (9)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81) 学校施設環境改善交付金(以下この事項において「交付金」という。)については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・個別施設ごとの長寿命化計画に記載すべき事項を同計画によらずとも確認できる場合には、交付金の採択要件を満たすことについて、地方公共団体に令和4年度中に周知する。					
5【個人情報保護委員会(4)(ii)】【デジタル庁(10)(iii)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 地方公共団体による特定個人情報保護評価(特定個人情報保護評価に関する規則(平26特定個人情報保護委員会規則1)7条)については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次回の指針(27条1項)の見直しの際に、地方公共団体における実態を踏まえて当該事務の見直しについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【デジタル庁】 (12)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令3法38) 公的給付の支給等(2条2項)については、公的給付支給等口座登録者(3条4項)に対して、登録を受けた預貯金口座を、公的給付の支給等の都度当該金銭の授受に利用する意思を確認する必要があるか否かは、当該確認方法も含め、公的給付の支給等を所管する各府省(以下この事項において「関係府省」という。)の判断によること並びに公的給付の支給等に係る事務に支障がない場合には、公的給付支給等口座登録者の利便性の向上及び地方公共団体による効率的な支給の観点から、関係府省及び独自に給付を行う地方公共団体の判断で当該確認を不要とすることが可能であることを明確化し、関係府省及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年9月9日付けデジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡)]					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	273	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律11条の2、児童福祉法第57条の3の4	障害福祉サービス事業所等の実地指導業務について、指定事務受託法人単独での実地指導を可能とすること	障害福祉サービス事業所等の実地指導業務について、指定事務受託法人が単独で実地指導(立入検査を含む)できるよう、法改正等の必要な措置を求める。	【提案に至った背景】 当市では、令和4年度から、介護保険法上認められている、居宅通所等訪問系介護サービス事業所に対する実地指導の、指定事務受託法人への委託を開始した。同様に、居宅通所等訪問系障害福祉サービス等事業所に対する実地指導の委託を検討したところ、関係法令上、委託できる業務から「立入検査は除く」とされており、指定事務受託法人単独での実地指導ができず、市職員の同行が必要となっている。障害福祉サービス等事業所に対する実地指導についても、一部事務の委託が認められていることは承知しているが、介護保険サービス事業所と障害福祉サービス等事業所で、実地指導による確認内容等が極めて近似しているにも関わらず、障害福祉サービス等事業所に対してのみ、実地指導に伴う「立入検査」が認められないことに疑義がある。 【支障事例】 障害福祉サービス等事業所の増加に伴い、監査や利用者からの苦情対応などの業務負担が増加している。職員の増員が難しい中、指定事務受託法人への委託を行っても、実地指導に市町村等職員の同行が必要であることにより、市町村等職員の負担軽減が十分に図れない。また、介護保険サービスと障害福祉サービスの双方の指定を受けている居宅通所等訪問系サービス事業所への実地指導の場合、指定事務受託法人と市町村等がそれぞれ同一の事業所に対して実地指導を行うこととなり、非効率であるとともに、事業所の負担も大きい。 【参考】 当市の訪問系サービス指定事業所数(令和4年4月1日時点):487か所。うち、介護と障害福祉の双方の指定を受けている事業所数は418か所(全体の約85%) 当市の令和元年度実地指導実績(コロナ禍前) 障害福祉サービス指定事業所→2,240件(令和4年4月、事業所数は2,554件) 国指針数(概ね3年に1回)→762件(障害児施設は毎年、障害者入所施設は2年に1回) 実地指導件数→429件(国基準達成率56%、令和3年度はコロナウイルス感染症の影響により136件)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	274	05_教育・文化	指定都市	神戸市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条、地方自治法第233条5項	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成に係る義務付けを廃止すること	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成に係る義務付けを廃止すること	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表すること、及び教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることが義務付けられている。そのため、当市では毎年度、上記の点検・評価報告書を作成し、議会に報告しているが、毎年度の決算報告(地方自治法第233条5項)において、議会に対し事務の執行状況を報告していることから、それぞれで報告書を作成のうえ、議会報告することは非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	275	06_環境・衛生	都道府県	愛知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康増進法第8条、歯科口腔保健の推進に関する法律第13条	都道府県健康増進計画等における計画期間の見直し	都道府県健康増進計画(健康日本21当県計画)及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(当県歯科口腔保健基本計画)について、計画期間を現行の10年間から、他の関連計画の見直し時期とずれが生じない12年間とすることを求める。	健康日本21当県新計画及び当県歯科口腔保健基本計画については、国が定める基本方針(健康日本21(第二次))及び基本的事項に基づき、計画期間を10年間としている。一方で、関連計画である「医療計画作成指針」及び「医療費適正化基本方針」、「がん対策推進基本計画」の計画期間は6年間、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の計画期間は3年間となっているところであるが、現行計画は、国の方針に基づき、計画期間を1年延長し、他の関連計画の見直し時期と一致することとなった。これにより、次期計画は他の関連計画との調和が図れることとなったが、次期計画の期間が現行と同じ10年間だと将来的に計画の見直し時期にずれが生じることとなり、事業の推進に支障をきたすこととなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	276	03_医療・福祉	都道府県	愛知県、福島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第72条第3項、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第4条第7項	国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分)の交付基準の明確化及び様式の見直し	国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分)の交付基準の明確化、様式の記述方法の定型化・選択式化、これまで各自治体の実施した具体的事業内容をまとめた事業一覧を作成するなど、交付基準を満たしていることが確認しやすく、疑義の生じにくい申請方式とすること。また、様式については可能な限り数式を活用し、入力・確認作業の省力化を図るよう見直しを求める。	国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分)は、自治体ごとの保健事業の実施状況に応じた交付が行われている。交付申請にあたっては、例年6月上旬までに協議書を提出、9月に国による疑義照会が行われた後、修正したものを11月上旬に正式な申請として提出し、翌年1月に交付決定通知、2月に交付される流れとなっている。また、都道府県事業と市町村事業があり、都道府県においては、市町村事業の申請内容確認も行うこととなっており、疑義照会も市町村分は都道府県を経由して行われ、疑義に対する都道府県の見解の提出が求められている。なお、4月に国から協議書提出の事務連絡が発出された時点で、交付金が内定したものと扱うこととなっており、交付決定前から事業実施が可能だが、協議の結果対象外経費が含まれることが判明した場合は、交付対象外となる。交付基準が複雑である上、交付申請に係る協議書様式における実施事業の説明を自由形式の記述としているため、県で市町村から提出された書類を審査する際、当該事業が交付基準を満たしているかの判断が困難となっている。結果、申請書類を提出後、事業区分や対象経費の誤り、各事業の要件や評価指標を満たしていないことなどについて、国から確認や修正を求められる事例が多数あり、市町村・県の作業が増大した。また、様式3について、様式3別紙2及び様式3別紙3から様式3別紙1に必要な内容を手入力で転記しているが、転記誤りの確認に要する時間が多く、市町村・県の作業時間が増大した。さらに、4月当初に申請に係る質問期間は設けられているが、市町村の質問は都道府県がとりまとめて提出することになっている上、その受付期間が短く(令和3年度は18日間)、多忙な時期でもあるため、質問が間に合わず、対象事業に該当するか確認できない自治体もある。上記のとおり交付基準が複雑であること等から、県や市町村において確認や修正に多大な時間を要し、負担となっている。また、提出後に対象経費の誤りを指摘される事例が散見されるが、すでに事業を開始している場合が多く、交付対象外となるリスクを抱えたまま事業を実施しなければならない状態になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	277	03_医療・福祉	都道府県	愛知県、福島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第72条、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第4条、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令	国民健康保険特別調整交付金のメニュー統合及び交付申請の簡素化	国民健康保険特別調整交付金のメニュー、申請書類を分野毎で統合する等、交付申請の簡素化を求める。	国民健康保険特別調整交付金については、自治体ごとの特別な事情に応じた交付を行っているが、メニューが細分化されており、申請様式もメニュー毎に異なる。また、市町村事業については、都道府県が市町村の申請書類を確認することになっている。メニュー、様式が細分化されている複雑さから、作成・確認作業の難易度が高く、市町村における申請書類の作成作業及び都道府県における確認作業が膨大である。例えば、市町村においては、後発医薬品の普及促進、保険料の口座振替推進、療養費の適正化などの複数の交付メニューに該当する項目が記載された国民健康保険の説明パンフレットを作成することが多いが、この場合、作成費用を項目ごとの紙面面積で按分して交付額を算出することとなっており、その手続きの煩雑さから計算過程での誤りも多く、確認作業や修正作業に時間を費やしている。また、都道府県では市町村からの質問への対応などに多く時間を要し、確認作業の時間が圧迫される事態となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (4) 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii) 障害福祉サービス事業所等に対して市町村(精神通院医療に関しては、都道府県又は指定都市とする。以下この事項において「市町村等」という。)が任意のものとして行う質問等事務については、指定事務受託法人(児童福祉法57条の3の4及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律11条の2)に委託することが可能であることを明確化し、市町村等に周知する。</p>	—	<p>指定事務受託法人への委託について、以下のとおり明確化し、周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関が実施する障害福祉サービス事業所等に対する指導監査は、「実地指導」と「立入検査(監査)」の2種類がある。 ・指定事務受託法人に対し、文書及び物件の提示・提出の求めや質問等のために、事業所の同意を得て、任意で、単独で事業所を訪問し、調査する行為は委託可。 ・介護保険サービスと障害福祉サービスの双方の指定を受けている事業所の実地指導を同一期日に指定事務受託法人が行うことも可。 ・立入検査(監査)は、その性質上、行政機関の職員自らで執り行われるべきものであることから、委託不可。 ・実地指導を委託する場合は、その範囲は、相手方の任意の協力の下に行われる訪問調査や、質問等の情報収集に限られる。立入検査(監査)や命令等の業務は除外。 	—	—	厚生労働省障害保健福祉部企画課 監査指導室
<p>5【文部科学省】 (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に係る議会への報告(26条1項)については、同条の趣旨・目的が十分果たされることを前提に、地方公共団体の判断により、毎会計年度の決算に係る主要な施策の成果を説明する書類の議会への提出(地方自治法(昭22法67)233条5項)をもって行うことが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (42) 健康増進法(平14法103)及び歯科口腔保健の推進に関する法律(平23法95) 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(平24厚生労働省告示430)及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(平24厚生労働省告示438)の期間については、政策的に関連の深い他の指針や計画等の期間を踏まえ、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において検討し、令和5年春を目途に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (30) 国民健康保険法(昭33法192) (iv) 国民健康保険保険者努力支援交付金(72条3項)の事業費分については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和5年度の申請に向けて、以下の措置を講ずる。 ・当該交付金の交付基準の明確化を図った上で、申請様式には可能な限り数式を活用することとし、その旨を地方公共団体に通知する。 ・地方公共団体の的確な判断に資するよう、「都道府県国保ヘルスアップ支援事業・市町村国保ヘルスアップ事業に関するQ&A」(厚生労働省保険局国民健康保険課)の内容を充実させ、令和5年度に実施する当該交付金の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (30) 国民健康保険法(昭33法192) (iii) 国民健康保険特別調整交付金(72条)については、地方公共団体の事務負担の軽減及び申請事務の効率化を図るため、令和5年度の申請に関するものから、当該交付金の事業内容の統合及び交付申請様式の統一化を図るとともに、パンフレットの紙面の面積による按分はしないなど、交付額の算定方法を簡素化し、その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	278	03_医療・福祉	都道府県	愛知県、福島県、宇和島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第70条、第72条、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第2条、第4条、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令	国民健康保険療養給付費等負担金・普通調整交付金の交付申請額算定事務の簡素化	国民健康保険療養給付費等負担金・普通調整交付金について、過去に提出したデータから自動計算される等の事務の簡素化を求める。	国民健康保険療養給付費等負担金及び普通調整交付金については、法令に基づき医療給付費等から交付申請額を算定する必要があるが、国保連合会から提供される診療報酬データ、市町村が把握する償還払い金額、及び市町村が独自に実施している地方単独事業分の数値等を合わせて計算する等、多数の数値を加減算するなど算定方法が複雑になっている。そのため、管内の国保連合会や都道府県が独自に提供する独自システムを使用し、ある程度算定を簡素化し、算定結果を国の事業報告システムに手入力で転記することで報告を行っている。なお、市町村が算定した結果を都道府県が確認することになっている。上記のとおり、算定方法が複雑なため市町村における申請書類の作成作業及び県における確認作業に膨大な時間を要しており、市町村からも簡略化・効率化を求める声がある。また、事業統計と交付金とで異なるルールで集計される項目や、療養給付費等負担金は3月～2月診療分の費用を、調整交付金は12月～11月診療分の費用を基に算出する必要があり、重複する部分はあるものの再計算を行う必要があることで誤りを誘発している。さらに、算定に用いる数値が確定してから国提出期限までが短期間であり、県及び市町村職員は長時間の時間外勤務を強いられるとともに、誤りが発生しやすい状況となっている。算定に必要な数値のうち、いくつかは国の事業報告システムを使って月報・年報として既に別途報告しているものがあるため、同じ数値を引用している場合は、提出様式にあらかじめその数値が反映(自動計算)されるようになれば、算定事務を簡素化することができる。加えて、多数の数値を加減算することから、国保連合会や都道府県の独自システムを使うこととしているが、償還払いと地方単独事業分は、各市町村がそれぞれ導入しているシステム(自庁システム)上でデータ管理されていることが多いため、診療報酬と合わせて、データを直接国の事業報告システムへ取り込む仕様にすることができれば、大幅に事務作業を軽減できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	279	05_教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条	国の交付金交付に係る施設整備計画作成の省略化	地方公共団体が公立学校施設整備に係る国の交付金の交付を受けるために必要な施設整備計画の作成を、長寿命化計画の策定及び建築計画の提出で足りるものとするよう求める。	「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」第12条第2項の規定により、地方公共団体が公立の義務教育諸学校等施設に係る事業の実施において交付金の交付を受けようとするときは、「施設整備計画」を作成しなければならない。また、同条第4項の規定により、施設整備計画を作成、変更したときは、(都道府県教育委員会を経由して)文部科学大臣に提出しなければならない。しかしながら、国が平成25年11月に策定したインフラ長寿命化基本計画において、各地方公共団体は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする行動計画、及び、具体の対応方針を定める個別施設計画を策定することとしている。これを踏まえ、県及び県内各市町村において、学校施設を対象とした個別施設計画である「長寿命化計画」を策定したところである(全て策定済)。また、県及び市町村においては、毎年6月頃、国の次年度予算要求の基礎資料とするため、学校ごと事業ごとの施設整備予定を「建築計画」として国に提出している。施設整備計画に記載されている整備目標については「長寿命化計画」で、学校ごとの情報は「建築計画」で足りるものと考えられ、別に「施設整備計画」を作成することが業務の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	280	11_その他	中核市	宮崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条の2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第29条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第4-3-1)	市区町村窓口等を介さないマイナンバーカード更新手続の実現	マイナンバーカードの更新は、オンライン(マイナポータル等)またはコンビニのキオスク端末からの申請手続を可能とすること。また、オンラインにより、現に有するカードの写真と更新用写真との認証や、暗証番号確認等を可能とし、更新カードは本人限定受取郵便で送付する等、市区町村窓口等の対面手続に限定せずに更新手続ができるよう、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の住所地市町村の事務所への出頭を求める記載等を改定するとともに、オンライン等でも更新手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。	【現行制度】 マイナンバーカード更新のためには、申請者の本人確認のため、市区町村窓口など対面による手続が必要とされている。 【支障事例】 現状でもマイナンバーカード交付関連手続のために市区町村窓口が混雑している中で、今後、健康保険証や運転免許証等との一体化により、マイナンバーカードの普及・利活用が進めば、カード更新等の手続のために来庁した方で、更なる窓口の混雑が予想され、市区町村の窓口だけでは対応しきれない恐れがある。 【制度改正の必要性】 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領やカード交付に関する法令は、平成28年1月から始まったマイナンバーカードの初回交付を想定した内容になっていると見られ、カード普及後を見据えた改正が必要である。 【支障の解決策】 署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。 マイナンバーカードの更新についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。 【参考】 当市のマイナンバーカード更新対象者(見込み) 令和4年度 865人 令和5年度 1,466人 令和6年度 12,167人 令和7年度 50,066人 窓口における一人当たりの手続に要する時間:15分(申請)+15分(交付)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (vi)国民健康保険療養給付費等負担金(70条)・普通調整交付金(72条)の交付申請額算定事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・国民健康保険療養給付費等負担金及び普通調整交付金の算定基礎となる数値のうち、償還払いの金額や地方単独事業分の数値等を市区町村システム内で計算処理をし、当該データを報告用システムと連携可能とすることについては、市区町村の意見も踏まえつつ、国民健康保険システム標準化検討会において令和4年度中に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・療養給付費等負担金の実績報告書については、提出期限の延長を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【文部科学省】 (9)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81) 学校施設環境改善交付金(以下この事項において「交付金」という。)については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・施設整備計画(12条2項)に関し、必須とされている記載項目の一部については、地方公共団体の判断により任意に記載する項目とするとともに、他の類似計画からの引用を可能とするなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。 ・建築計画については、需要調査という目的に照らし、調査項目を見直すなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【デジタル庁(9)(ii)】【総務省(22)(ii)】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。 5【総務省】 (24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iii)個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	281	03_医療・福祉	都道府県	群馬県、全国知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3、男女共同参画基本法第14条	DV防止法に基づく「都道府県基本計画」を「都道府県男女共同参画計画」と一体的に策定可能であることの明確化	都道府県男女共同参画基本計画について、他の計画と一体で作成できることを明確化することにより、同計画をDV防止法に基づく「都道府県基本計画」と一体的に作成可能とすること。	【現行制度について】 「男女共同参画の推進」と「配偶者等からの暴力の防止」は施策として深く関連性があり、男女共同参画社会基本法で策定が義務づけられている「都道府県男女共同参画基本計画」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)で策定が義務づけられている「都道府県基本計画」は内容が一部重複している。 【支障事例・制度改正の必要性】 DV防止法に基づく都道府県基本計画については、令和2年度の通知(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項及び第3項に基づく基本計画の策定について 令和3年2月19日通知)により、既に他の計画と一体的に策定可能であることが通知されている。 一方で、都道府県男女共同参画計画が他の計画と一体的に策定可能であることが示されていないため、現在はこの二つの基本計画を別々に策定している。 【支障の解決策】 「都道府県男女共同参画基本計画」を他の計画と一体的に策定可能であることを明確化することにより、二つの基本計画を一体的に策定することが可能となる。 また、令和4年5月19日に成立した新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和6年4月1日施行)に基づき、県の基本計画策定義務が盛り込まれており、都道府県男女共同参画基本計画及びDV防止法に基づく都道府県基本計画と合わせて、新法による都道府県基本計画も一体で策定できるよう、基本方針に明確にさせていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	282	03_医療・福祉	知事会	全国知事会、群馬県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第1項	循環器病対策推進計画の廃止	循環器病対策推進計画を廃止する。	【現行制度について】 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法により、都道府県へ循環器病対策推進計画の策定が義務づけられている。 【支障事例】 都道府県計画の基本となる国の「循環器病対策推進基本計画」の内容は、医療計画、健康増進計画など既存の計画で大部分が対応可能であり、新たな計画策定の必要性が不明確である。 また、基本計画では国が循環器病対策全体の基盤となるデータ整備を行うことが定められているが、現在もおお整備が進んでいない。 【制度改正の必要性】 令和6年度施行の第2次都道府県計画の策定を求められているが、まずは計画策定にあたり必要となるデータ整備(診療情報収集や提供体制整備)が先行すべきこと、必要な対応は既存計画でできることから、計画策定の見直しについて検討が必要と考えられる。 【支障の解決策】 循環器病対策推進計画を廃止し、医療計画・健康増進計画等の既存計画に必要な項目を整備することにより、支障が解決すると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	283	03_医療・福祉	知事会	全国知事会、三重県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第2項第4号、医療法施行規則第30条の28、がん対策基本法第12条第1項、循環器病対策基本法第11条第1項	都道府県医療計画における一部の事項の策定につき、関係する計画の策定により代替可能とすること	医療計画に定めることとされているがん、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患については、都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画の策定をもって、代替可能とすること	当県では、国のがん対策基本法及び当県がん対策推進条例に基づき、「当県がん対策推進計画」を策定し、総合的かつ計画的ながん対策を推進している。 また、循環器病対策基本法及び国において策定された循環器病対策推進基本計画に基づき、「当県循環器病対策推進計画」を策定し、取組を進めている。 しかし、医療法に基づき策定している「当県医療計画」においても、記載すべき疾病として「がん」「脳卒中」「心筋梗塞等の心血管疾患」が含まれており、当県がん対策推進計画及び三重県循環器病対策推進計画に記載している内容の大部分が重複しており、同内容・趣旨を複数の計画に記載している現状にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	284	03_医療・福祉	施行時特例市	所沢市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱(ただし、返還方法までの記載はない)	子育てのための施設等利用給付交付金の金額確定後の返還に伴う事務の見直し	市町村は、過年度分の子育てのための施設等利用給付交付金について、確定に伴う返還がある場合に、国からの納入通知書により返還金支払いの処理を行っている。納入通知書がなくとも支払い処理が行えるよう、運用の改善を図られたい。	返還額については、補正予算で予算措置し、返還期限内に返還できるよう事務を進めているが、実際の支払処理は、国からの納入通知書が届いてからでなければ行うことができない。 納入通知書が納入期限間近で届くため、支払処理に十分な期間が取れず、期限内に支払うことができなかった際には延滞金が発生し、延滞金の支払処理にかかる事務負担(※)が大きい。 ※延滞金は損害賠償金であり、損害賠償額の決定は地方自治法第96条に規定する議会の議決事項に該当するため、予算措置だけでなく、議会対応等も生じる。期限内に支払う準備を進めていたにもかかわらず、納入通知書の到着が遅れたことによって、延滞金が発生し、市の過失と捉えられてしまうことは、納得し難い事例である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	285	05_教育・文化	一般市	大府市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	社会教育法第9条の2	教育委員会への社会教育主事の必置規定の見直し	社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の二の教育委員会事務局への社会教育主事の必置規定を緩和を求める。	【現行制度】 社会教育法第九条の二において、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を必ず置くことと規定されている。 【支障事例・制度改正の必要性】 地域にネットワークを持つ社会教育主事は、今後行政が施策を進める上でますます重要な存在と位置付けられてきている。社会教育の事務を首長部局に移管した自治体は多い。当市においても、他の行政分野と一体的に推進することでより充実した市民サービスを実現するため、地域活動の拠点である公民館をはじめ、以前教育委員会で行っていた社会教育の半分以上の事務を首長部局に移管し、教育委員会に社会教育主事を必置とするものの必要性が低くなっており、柔軟に人事配置ができないことが支障となっている。実際に当市では、社会教育主事の資格を有する職員7人の内必ず1名を教育委員会に主として配置する必要がある。また、社会教育主事は現状、各市町村で貴重な存在である中、社会教育主事の資格を有する職員全員を、首長部局を主として配置したいとすると、新たな職員に3年間の実務経験に加え40日間の社会教育主事講習へ派遣し資格を取得させる必要がある。限られた人員体制で、社会教育主事を増やすことは困難となってきたため、教育委員会へ必置とするものの見直しが必要である。 【支障の解決策】 市町村の判断により、社会教育主事を教育委員会事務局に置かず、首長部局に置けるよう、社会教育法9条の改定を求める。 なお、社会教育の半分以上の事務を首長部局に移した本市においては、現在認められている教育委員会を主とする兼務体制では、本務以外で多岐にわたる社会教育主事の役割を全うすることが困難であり、支障の解決策につながらないと考えている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (54) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令4法52) 都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(8条1項)及び市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(同条3項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することを可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (47) がん対策基本法(平18法98)及び健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平30法105) 都道府県がん対策推進計画(がん対策基本法12条)及び都道府県循環器病対策推進計画(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法11条)については、医療計画(医療法(昭23法205)30条の4)等の政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (47) がん対策基本法(平18法98)及び健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平30法105) 都道府県がん対策推進計画(がん対策基本法12条)及び都道府県循環器病対策推進計画(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法11条)については、医療計画(医療法(昭23法205)30条の4)等の政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>					
<p>5【内閣府】 (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 子育てのための施設等利用給付交付金(子ども・子育て支援法68条2項)の返還手続については、市町村(特別区を含む。)の円滑な事務に資するよう、令和4年度の返還手続から、納入期限を債権発生通知書の発出から30日を経過した日以後に設定することとし、その旨を地方公共団体に令和4年中に周知する。</p>	—	<p>子育てのための施設等利用給付交付金(子ども・子育て支援法68条2項)の返還手続については、令和4年度の返還手続から、納入期限を債権発生通知書の発出から30日を経過した日以後に設定することとし、その旨を地方公共団体に令和4年中に周知した。</p>	<p>【内閣府】「令和4年度以降の子育てのための施設等利用給付交付金の返還手続に係る納入期限について」(令和4年12月21日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付給付担当事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/202/r4fu_tsuchi.html</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付給付担当</p>
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	286	05_教育・文化	一般市	大府市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第五条	補欠の教育長の任期の見直し	地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるよう求める。	【現行制度】 現行の法律は補欠の教育長の残任期間の規定があり、前任の教育長の退任理由に関わらず、後任の教育長の任期は残任期間とされるため、任期の開始日を変更することができない。 【制度改正の必要性】 全国の市区において、教育長の任期開始日が4月1日ではない自治体は440(55%)あり、同様の課題を抱えている自治体は全国に多く存在している。 当市教育委員会においても、教育長の任期開始日は10月1日である。教育長と同様に、議会の手続きを経て選任する教育委員、選挙管理委員、農業委員、公平委員及び固定資産評価審査委員会委員についても、補欠の者の任期は残任期間とすることが法律で定められてはいるが、これらの委員は非常勤特別職である。一方、平成27年4月から始まった新教育委員会制度においては、教育長は常勤特別職であり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する重要な役割(会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者)を担うこととなり、残任期間の定めがない常勤特別職である副市長と同様に、計画性をもって職務を全うするためにも、3年間の任期が確保されている必要がある。また、新制度においては教育委員から教育長を任命するのではなく、個別に首長が教育長を議会の同意を得て任命するため、他の教育委員と任期を合わせる必要はなく、補欠の者の任期を残任期間とする必要性はなくなった。 【支障の解決策】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるようにする。	-
R4	287	11_その他	一般市	大府市	デジタル庁、総務省、財務省	B 地方に対する規制緩和	支障の原因ではないが、参考根拠法令 地方税法第321条の3、第321条の4	国所管機関の市県民税特別徴収分の納付方法変更	国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納付方法を共通納税システムを活用した納付方法へ変更する。	国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入について、国所管機関独自の方法(ADAMS IIによる市町村の口座へ直接振込)で行われており、ADAMS IIの仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別や税目などを確認し、最後に市町村側で印刷しておいた納入書を使って消込作業を行っている。民間の事業所や地方公共団体などの納入は当市から送付した納入書を使用するか共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMS IIによる納入の際に発生する納入情報の通知のダウンロード作業、内容の確認、市町村側で印刷しておいた納入書の変更作業(退職・転勤・所得の更正等に伴うもの。なお、紙の納入書を利用される場合には、手書きで書き直しを民間の事業所や地方公共団体などの納入元が行っている。)が不要である。そもそも国として、市県民税の特別徴収分を共通納税システムを使って電子納付する事を推し進めているのであれば、国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものへ変更していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	288	07_産業振興	一般市	大府市	財務省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業信用保険法第2条	セーフティネット保証制度に係る認定機関の拡充	セーフティネット保証制度に係る市町村長等が行う特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務について、商工会議所又は商工会の推薦を必要とするマル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)のように商工会議所及び商工会においても認定可能とすることを求める。	【現行制度】 セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。 【制度改正の必要性】 新型コロナウイルス感染拡大により創設された本制度に係る認定申請の件数が非常に多く、事務負担が膨大なものとなっている。 令和2年度実績:第5項関連が706件(4号認定512件、5号認定194件)、第6項関連(危機関連保証)が544件 令和3年度実績:第5項関連が71件(4号認定41件、5号認定30件)、第6項関連(危機関連保証)が33件 また、認定事務を行う行政職員は、企業経営に対する知識が浅いものが多いため、書面確認による認定事務が作業的になりがちであり、本来行うべき「適切な支援の提供」を行うことが難しい。 【支障の解決策】 セーフティネット保証制度を利用する中小企業者は、経営状況が悪化しているため、制度利用による迅速な融資実行はもちろんのこと、経営状況に対する適切な助言も必要である。そのため、公的機関に近い立場として中小企業の経営相談を受ける商工会議所及び商工会で認定事務を行うことが可能となることで、厳しい経営状況にある中小企業者の実態を迅速に把握し、融資実行に加えて適切な支援を提供できるようになる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	289	11_その他	都道府県	東京都	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制緩和	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制緩和	【現在の制度】 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」により、マイナンバー利用事務系のシステムに接続が許される環境は、各自治体庁内及び有線接続に限定され、テレワークにおける接続や無線接続は禁止となっている。 【支障事例】 税務職員が行う事務は税務情報を取り扱うものが大半であることから、マイナンバー利用事務系のシステムにアクセスするために、庁舎への出勤をせざるを得ず、全くテレワークを行うことができない。また、無線接続が禁止のため現地調査時にオンラインでの確認ができない。 例えば、現地調査中に土地の評価内容などを確認したい場合や、調査にて判明した事実、調査中に受け付けた納税者の申告について、システムに記録したい場合があったとしても、マイナンバー利用事務系内の税務情報システムに接続し、閲覧・記録することができないことから、帰庁後に調査結果をまとめて評価内容の確認や調査結果の記録、申告の反映をすることになり、事務効率及び納税者サービスがかなり劣る。 さらに、固定資産税(土地)評価事務では、1回の現地調査で多くの土地の利用状況などを確認するが、必要な情報は全て紙に打ち出して持ち出しており、ペーパーレスが実現できていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
5【デジタル庁(5)】【総務省(12)(ii)】【財務省(3)】 地方税法(昭25法226) 国から地方公共団体への道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収分の納付方法については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)を活用した納付の実現に向け、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【経済産業省】 (1)中小企業信用保険法(昭25法264) (i)セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)に関する市区町村が行う手続のうち、一部の補助的業務については、市区町村と商工会議所及び商工会等との合意を前提として、商工会議所及び商工会等の外部機関への委託が可能であることを明確化し、市区町村、商工会議所及び商工会等に通知する。 [措置済み(令和4年12月1日付け中小企業庁事業環境部金融課長通知)]	—	セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定に関する市区町村が行う手続のうち、一部の補助的業務について、市区町村と商工会議所及び商工会等との合意を前提として、商工会議所及び商工会等の外部機関への委託が可能であることを明確化し、市区町村、商工会議所及び商工会等に通知した。	【経済産業省】中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務における補助的業務の委託について(令和4年12月1日付け中小企業庁事業環境部金融課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html	中小企業庁事業環境部金融課
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	290	11_その他	都道府県	東京都	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法、都市公園法	一の公の施設に同時に二以上の指定管理者の指定が可能であることの明確化	指定管理者制度の運用について、各施設の状況等に応じ、一の公の施設に、同時に二以上の指定管理者を指定することが可能であることを明確化してほしい。	【現在の制度】 指定管理者の指定については、「指定管理者制度のすべて 制度詳解と実務の手引【改訂版】」(第一法規、2009)123頁によると、指定管理者制度は、『一の公の施設について、同時に二以上の指定管理者を指定することは原則として適当ではない。しかしながら、一の公の施設が複数の機能を併せ持つような場合に、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分することができるのであれば、同時に二以上の指定管理者を指定することも法律上排除されていない。』とされている。 しかしながら、このことに関する取扱い等が通知等で明確に示されていないため、「一つの公の施設が複数の機能を併せ持つ場合」でなければ、一の公の施設で同時に二以上の指定管理者を指定することが出来ないという解釈が生じてしまう。 【支障事例】 平成29年の都市公園法改正で公募設置管理制度(以下、「P-PFI」という。)が創設され、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設の設置と、その収益を活用した周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備改修等を一体的に行う者を公募により選定できることとなった。 この特定公園施設の管理については、国土交通省のガイドライン(都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン)によると、公募対象公園施設を設置・運営するP-PFI事業者を指定管理者とすることが可能で、一体的に管理することが公園の魅力増進や利用者の利便の向上につながるとされている。しかし、既に別の指定管理者が管理している公園の一部に新たにP-PFIを導入する場合、複数の機能を併せ持たないため、1施設1指定管理者の原則から、P-PFI事業者を個別に指定管理者に指定することが困難となり、特定公園施設と公募対象公園施設の一体的管理による効果が発揮できない状況が生じてしまう。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	291	11_その他	都道府県	東京都	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法第72条、計量法施行令第18条	計量法に基づく水道メーターの検定有効期間の見直し	水道事業のDX化に伴うスマートメーターの導入促進に向けた水道メーターの検定有効期間の見直し	【背景】 人口減少に伴い、料金収入の低下や労働力人口の減少が見込まれる中、水道事業運営の仕組みを抜本的に見直し、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進することが求められている。なかでもDX推進の柱となるスマートメーターの導入は、検針費用の削減や水道施設整備の効率化に大きく期待できる取組である。 東京都ではデジタル技術の導入によるお客さまサービスの向上や業務の効率化・最適化を目指し、令和4年から令和6年までに約13万個のスマートメーターの先行導入を計画策定している。 先行導入に当たっては、スマートメーターの購入費用が課題となっており、コスト低減の促進が不可欠である。そこで、将来を見据えた更なるスマートメーター導入の取組を加速させるためには、導入コストに多大な影響を与えている水道メーターの検定有効期間の見直しが急務である。 【支障内容】 検定有効期間の妥当性については、平成12年度の計量行政審議会において審議され、現行の8年を維持するとの判断が示された。しかし、審議当時のメーターに比して計量精度の向上等を踏まえた新基準水道メーターへの切り替えが完了した現在においても、検定有効期間は見直されていない。 また、スマートメーターには、電磁式を含む先進的な計測方式の導入も想定されており、審議当時のメーターとは計測方式が異なるにも関わらず、同一の検定有効期間が適用されてしまう。 【措置内容】 適正な検定有効期間の検討及び電磁式等の普及を見据えた計測方式別の検定有効期間を設定する必要があると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【総務省(2)】【国土交通省(1)】 地方自治法(昭22法67)及び都市公園法(昭31法79) 指定管理者が管理している公園又はその一部の区域については、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合に、当該区域の一部をPark-PFI事業者等の第三者が指定管理者として管理することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)]</p>	-	<p>指定管理者が管理している公園又はその一部の区域については、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合に、当該区域の一部をPark-PFI事業者等の第三者が指定管理者として管理することが可能であることを、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【国土交通省】2以上の指定管理者による都市公園の管理について (令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	<p>総務省自治行政局市町村課行政経営支援室 国土交通省都市局公園緑地・景観課</p>
-					